

山中湖村

第9期 高齢者福祉計画 介護保険事業計画

(成年後見制度利用促進基本計画含む)



山中湖村
YAMANAKAKO VILLAGE

令和6年3月

目次

第1章：計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画策定のポイント	3
第2章：高齢者を取り巻く現状と将来の状況	4
1. 統計データにみる高齢者を取り巻く現状と課題	4
2. アンケート調査結果にみる高齢者を取り巻く現状と課題	12
3. 日常生活圏域の設定	31
4. 将来推計	32
第3章：計画の基本的な考え方	36
1. 計画の基本理念	36
2. 基本目標	36
3. 施策の体系	37
第4章：推進施策	40
基本目標1 安心して暮らせる安らぎのむら	40
1. 高齢者支援サービスの充実	40
2. 在宅生活支援・家族介護支援サービスの充実	41
3. 高齢者の住まいの確保	43
4. 相談支援体制の充実	44
5. 地域におけるネットワークの構築	45
基本目標2 身近な場所で介護が受けられる福祉のむら	46
1. 居宅サービスの充実	47
2. 施設サービスの充実	56
3. 地域密着型サービス	58
4. 市町村特別給付等	64
5. 介護予防・日常生活支援総合事業	65
6. 包括的支援事業	68
7. 任意事業	76
8. 介護給付適正化への取組（介護給付適正化計画）	77
基本目標3 健やかで生きがいに満ちた健康長寿のむら	79
1. 高齢者の健康づくりの推進	79
2. 生きがいづくりと社会参加の促進	81
基本目標4 地域全体で支え合う心豊かなむら	83
1. 安心して暮らせる地域づくりの推進	83
2. 地域福祉の推進	85
3. 成年後見制度の利用促進【成年後見制度利用促進基本計画】	86
第5章：介護保険事業費の見込み	88
1. 介護保険事業費の算定	88
2. 第1号被保険者の保険料の推計	91
第6章：計画の推進にむけて	96
1. 計画の推進体制	96
2. 計画の評価・検証	96
3. 自立支援・重度化防止等の取組	97

第1章：計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国では少子高齢化が進行しており、全国的に大きな問題となっています。国の推計では、令和22年には65歳以上の人口が全人口の約35%となると推計されています。本村においては、令和5年6月30日現在で高齢化率は33.2%となっており、少子高齢化は本村も例外ではありません。令和7年には団塊の世代すべてが75歳以上になり、令和22年には高齢者人口がピークを迎えると予測されており、今後は「高齢者の急増」から「現役世代の急減・後期高齢者の急増」に局面が変化し、支援が必要な高齢者の増加や高齢者を地域で支える支え手が減少していくこととなります。

このような中で、本村では、令和3年3月に「健康で支え合う地域共生社会の形成」を基本理念とする山中湖村第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、高齢者福祉に係る施策を総合的に展開してきました。今後は、「現役世代の急減・後期高齢者の急増」を踏まえ、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会の根幹となる地域包括ケアシステムの更なる深化が必要となります。

この度、以上のような課題や社会情勢の変化等に対応するため、また「山中湖村第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」が最終年度を迎えたことから、計画を見直し、新たに「山中湖村第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。令和6年度から令和8年度は、本計画を村の高齢者施策の指針として活用していきます。

2. 計画の位置づけ

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8において市町村に策定が義務付けられている「市町村老人福祉計画」に該当し、村内における高齢者福祉施策全般の方向性や目標について定めた計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項において市町村に策定が義務付けられている「市町村介護保険事業計画」に該当し、今後3年間における介護保険サービスの必要量を見込み、その必要量を計画的に確保するための計画です。また、見込んだ介護保険サービスの必要量から介護保険事業費を算出し、次年度からの介護保険料を決定します。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律の第14条の規定に基づく、市町村における成年後見制度の利用に関する基本的な方向性に関する成年後見制度利用促進計画と一体的に策定します。

なお、計画の策定にあたり、介護保険法改正や計画の基本指針に準ずるとともに、村の最上位計画である山中湖村第5次長期総合計画や、地域福祉計画・障がい者計画等の村の関連福祉計画、山梨県の高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画である「健康長寿やまなしプラン」とも整合を図ります。

計画名	山中湖村第9期高齢者福祉計画 (成年後見制度利用促進計画 含む)	山中湖村介護保険事業計画
根拠法令	老人福祉法 第20条の8 「市町村老人福祉計画」 *成年後見制度利用促進計画に関しては、 成年後見制度の利用の促進に関する法律	介護保険法 第117条第1項 「市町村介護保険事業計画」
計画期間	3年間 (令和6年度～令和8年度)	3年間 (令和6年度～令和8年度)
位置付け	村内における 高齢者福祉施策全般の 方向性や目標について定めた計画	今後3年間における 介護保険サービスの必要量を見込み、 その必要量を計画的に確保するための計画

3. 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

本計画では、令和22年までの中長期的な視野に立つとともに、計画期間中において社会情勢の変化等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
山中湖村第5次長期総合計画（令和2年度～令和11年度）								
山中湖村 第8期高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画			山中湖村 第9期高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画			山中湖村 第10期高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画		

4. 計画策定のポイント

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ◆ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所の在り方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- ◆ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ◆ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- ◆ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービス導入についての検討
- ◆ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ◆ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や訪問看護による在宅療養支援の充実

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- ◆ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ◆ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ◆ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

- ◆ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ◆ 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ◆ 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- ◆ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

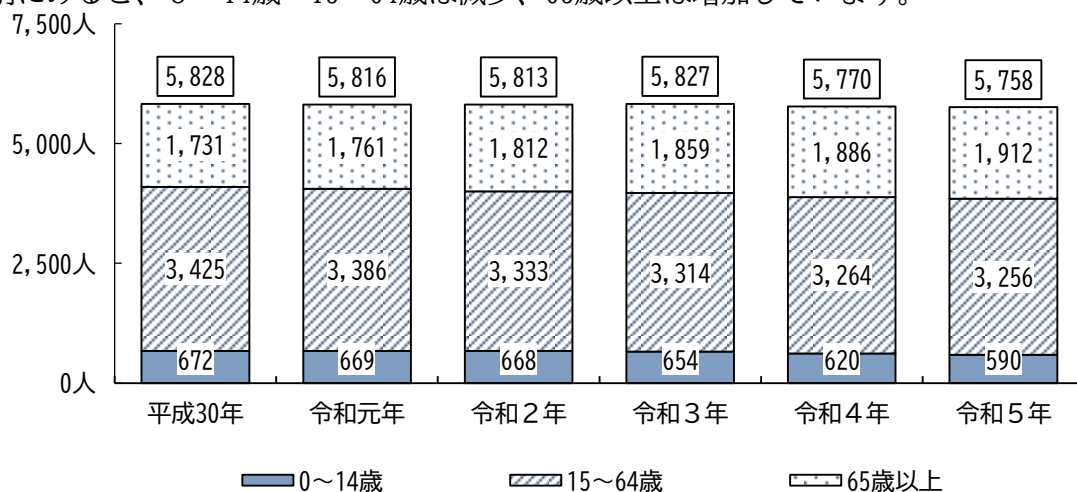
第2章：高齢者を取り巻く現状と将来の状況

1. 統計データにみる高齢者を取り巻く現状と課題

(1) 人口・世帯

■ 総人口・年齢3区分別人口

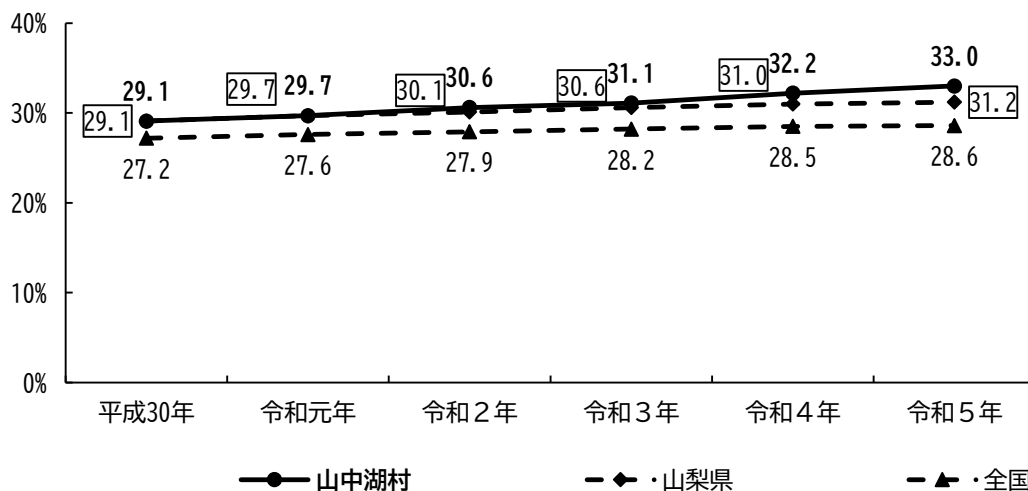
令和5年の総人口は5,758人で、内訳は0～14歳が590人、15～64歳が3,256人、65歳以上が1,912人となっています。平成30年からの経年比較をみると、総人口は僅かに減少しています。年齢3区分別にみると、0～14歳・15～64歳は減少、65歳以上は増加しています。



資料：「住民基本台帳」（各年9月30日現在、令和5年は6月30日現在）

■ 高齢化率の比較

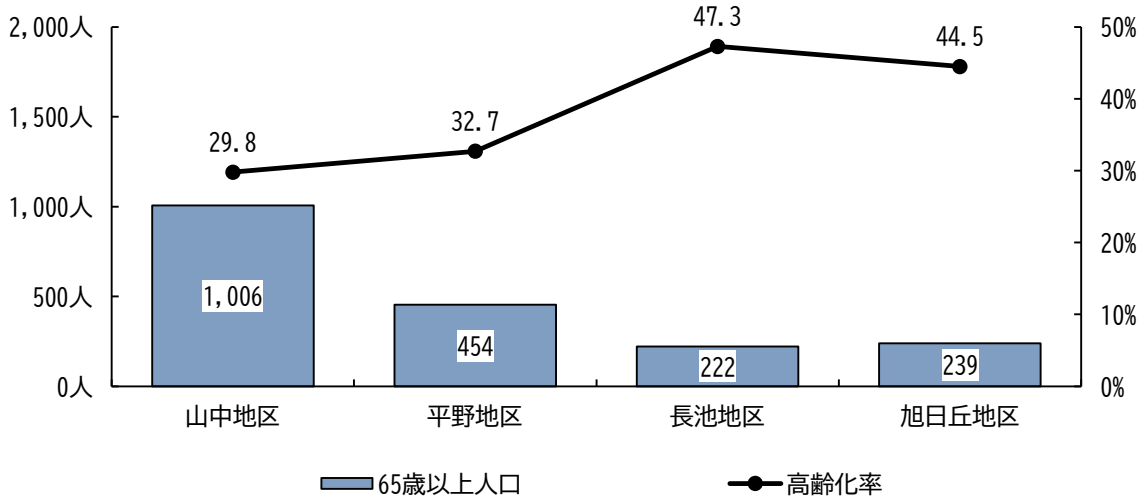
高齢化率を山梨県や全国と比較すると、平成30年以降は山梨県と同程度の水準で推移しています。また、全国と比べると、一貫して高い高齢化率で、その差は年々大きくなっています。



資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（各年1月1日現在）

■ 地区別65歳以上人口・高齢化率（令和5年）

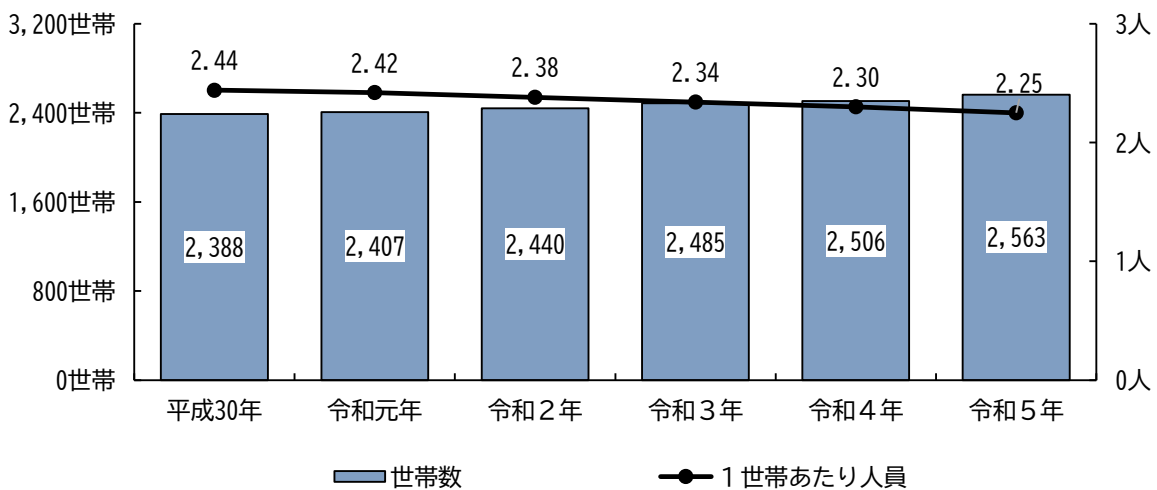
令和5年の地区別65歳以上人口は、山中地区で1,006人と最も多くなっています。一方で、地区別高齢化率は、長池地区で47.3%と最も高くなっています。



資料：「住民基本台帳」（令和5年10月1日現在）

■ 世帯数・1世帯あたり人員

令和5年の世帯数は2,563世帯、1世帯あたり人員は2.25人となっています。平成30年からの経年比較をみると、世帯数は微増傾向が続いており、1世帯あたり人員も総人口の減少に伴って減少しています。

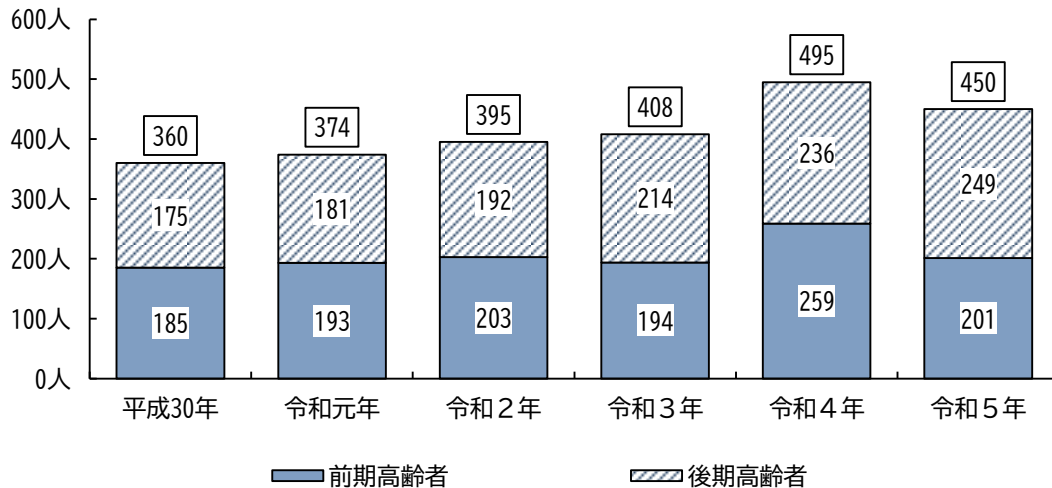


資料：「住民基本台帳」（各年10月1日現在）

(2) 支援を必要とする高齢者

■ ひとり暮らし高齢者

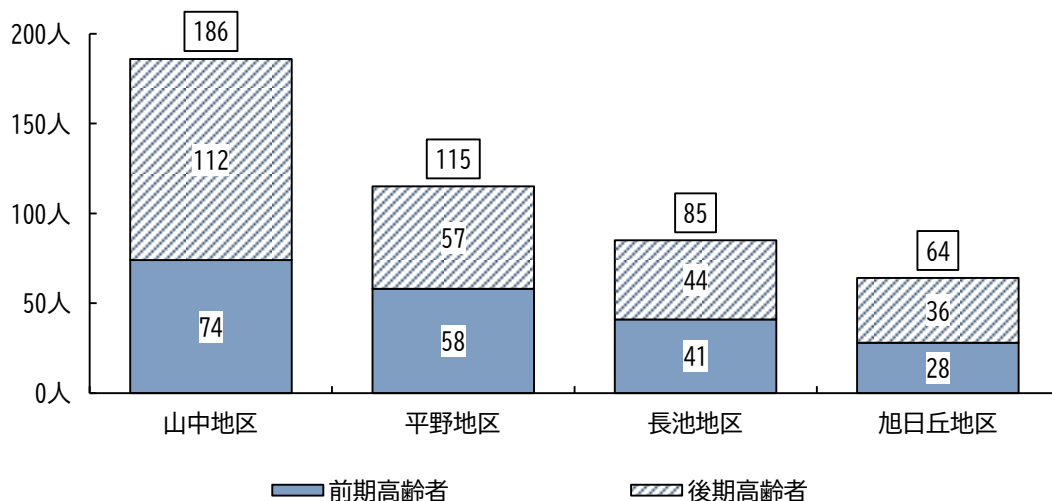
令和5年のひとり暮らし高齢者は450人で、内訳は前期高齢者が201人、後期高齢者が249人となっています。平成30年からの経年比較をみると、ひとり暮らし高齢者は増加しており、前期高齢者も後期高齢者も増加しています。



資料：「住民基本台帳」（各年10月1日現在）

■ 地区別ひとり暮らし高齢者（令和5年）

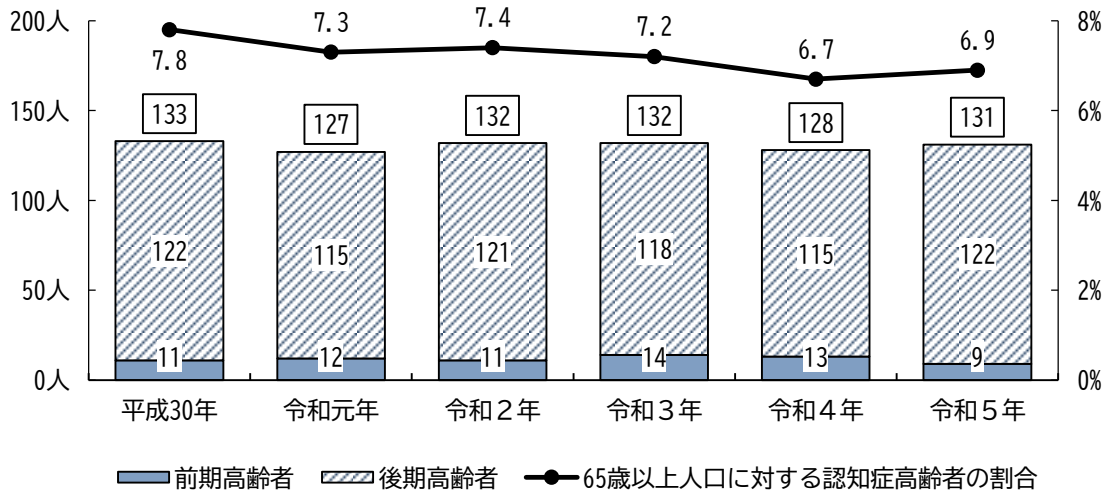
令和5年の地区別ひとり暮らし高齢者は、山中地区で186人と最も多くなっています。山中地区では、ひとり暮らしの後期高齢者がひとり暮らしの前期高齢者を大きく上回っています。



資料：「住民基本台帳」（令和5年10月1日現在）

■ 認知症高齢者

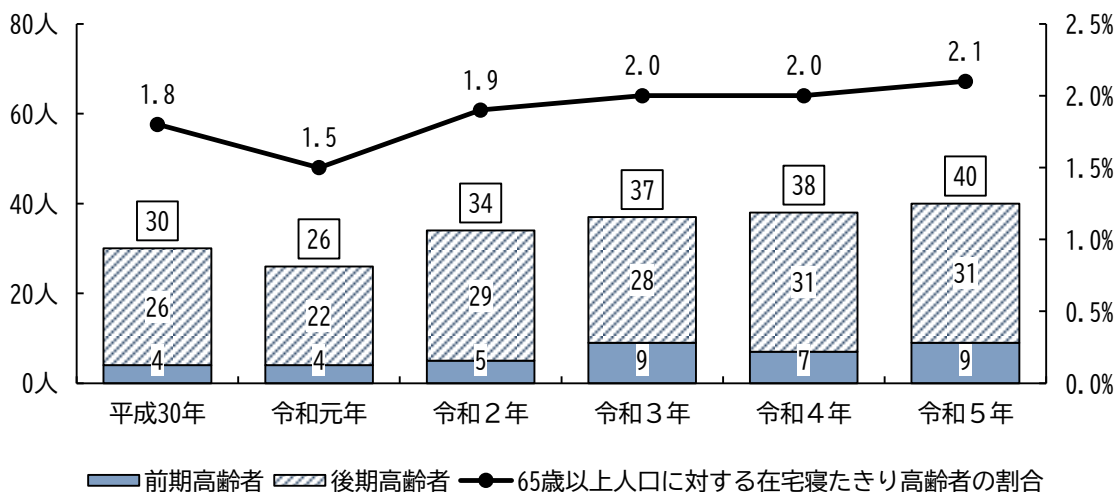
令和5年の認知症高齢者は131人で、大半が後期高齢者となっています。65歳以上人口に対する認知症高齢者の割合は、6.9%となっています。平成30年からの経年比較をみると、認知症高齢者は130人前後、65歳以上人口に対する認知症高齢者の割合は7%前後で推移しています。



資料：「高齢者福祉基礎調査」（各年4月1日現在）

■ 在宅寝たきり高齢者

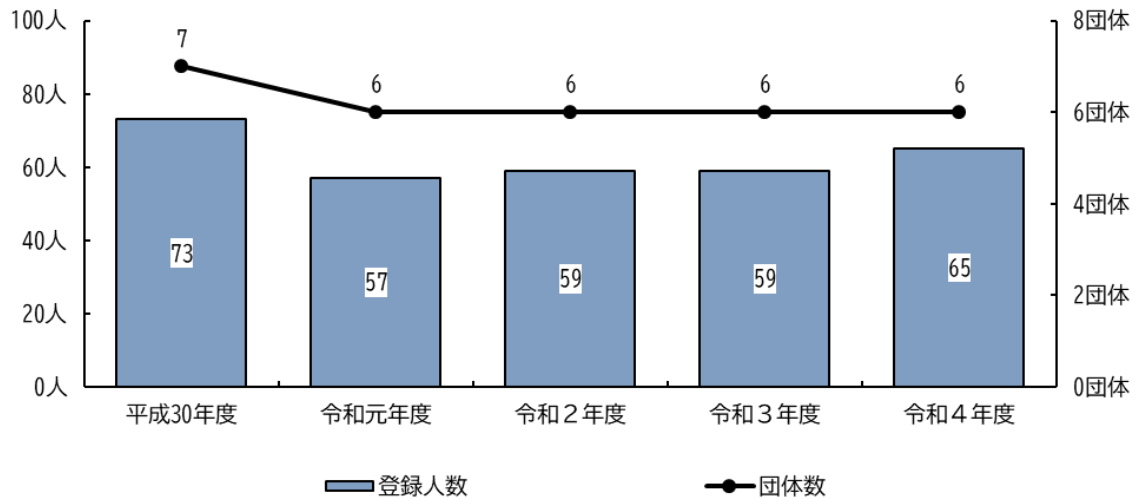
令和5年の在宅寝たきり高齢者は40人で、大半が後期高齢者となっています。65歳以上人口に対する在宅寝たきり高齢者の割合は、2.1%となっています。平成30年からの経年比較をみると、在宅寝たきり高齢者はやや増加傾向にあり、令和3年以降の65歳以上人口に対する在宅寝たきり高齢者の割合は2%を超えています。



資料：「高齢者福祉基礎調査」（各年4月1日現在）

■ ボランティア

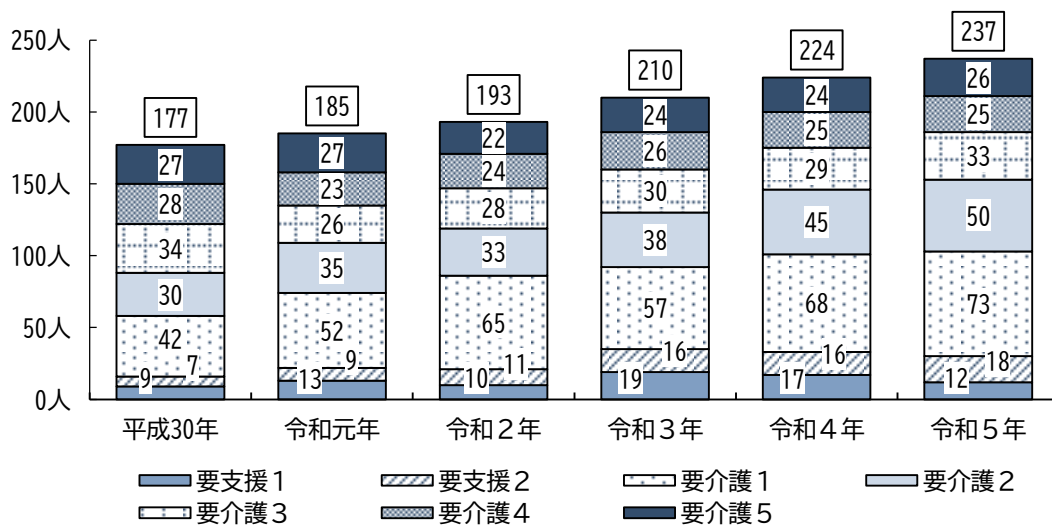
令和4年度のボランティア団体の登録人数は40人で、ボランティア団体数は6団体となっています。平成30年度からの経年比較をみると、平成30年度の登録人数は少なかったものの、令和元年度と令和2年度では50人前後で推移しており、令和3年度以降は40人で推移しています。団体数は、年度によって増減がありますが、平成30年度以降は7団体前後で推移しています。



資料：山中湖村ボランティアセンター（各年度3月31日現在）

■ 要支援・要介護認定者

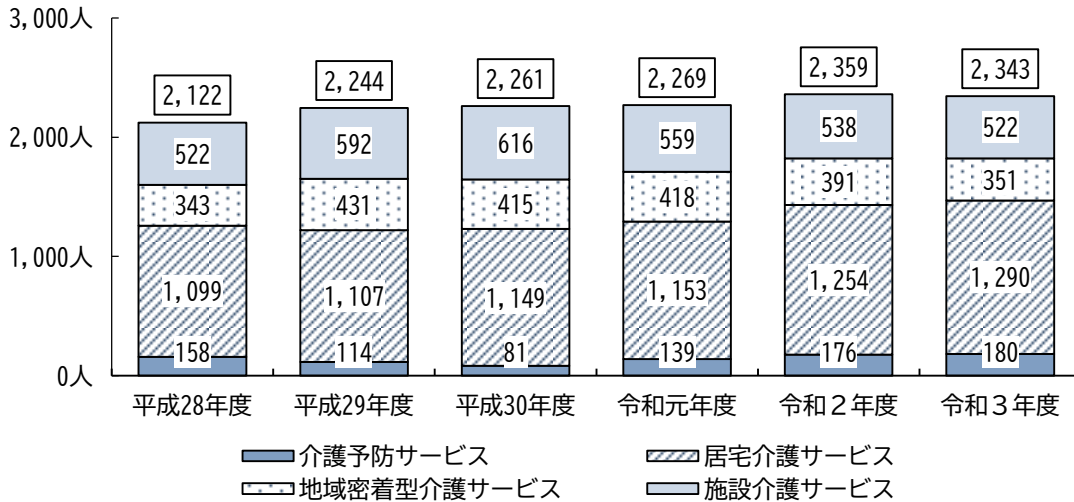
令和5年の要支援・要介護認定者は237人で、内訳は要介護1が73人で最も多く、次いで要介護2が50人、要介護3が33人などとなっています。平成30年からの経年比較をみると、要支援・要介護認定者は増加しています。特に、要支援1～要介護2の軽度者の増加が多くなっています。



資料：「介護保険事業状況報告」（各年9月分）

■ サービス受給者（年度累計）

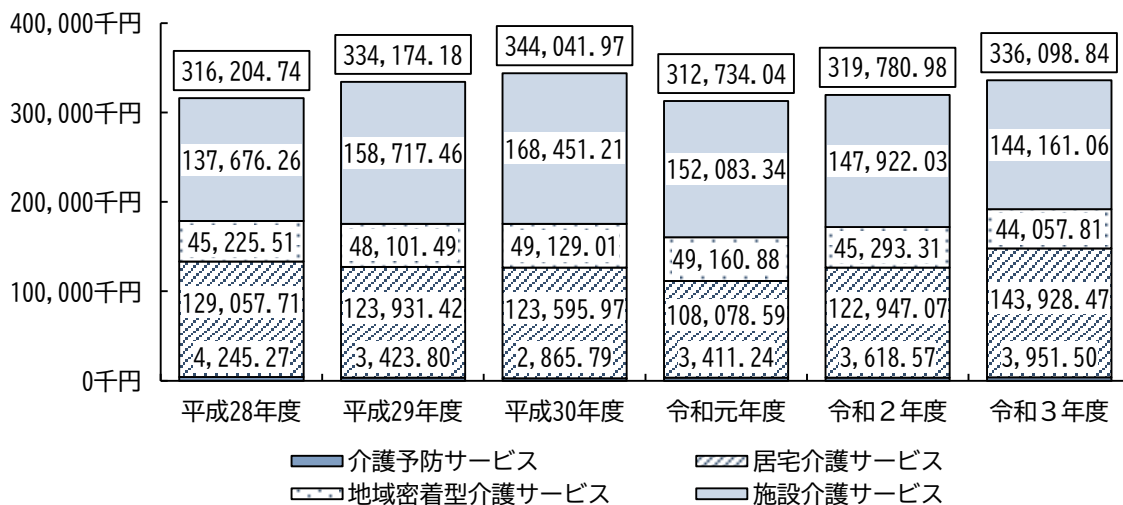
令和3年度のサービス受給者（年度累計）は2,343人で、内訳は居宅介護サービスが1,290人と最も多く、次いで施設介護サービスが522人、地域密着型介護サービスが351人などとなっています。平成28年度からの経年比較をみると、介護予防サービスは減少、その他のサービスは増加しています。



資料：「介護保険事業状況報告（年報）」

■ サービス給付費（年度累計）

令和3年度のサービス給付費（年度累計）は336,098.84千円で、内訳は施設介護サービスが144,161.06千円と最も多く、次いで居宅介護サービスが143,928.47千円、地域密着型介護サービスが44,057.81千円などとなっています。平成28年度からの経年比較をみると、介護予防サービス、地域密着型介護サービスは減少、居宅介護サービス、施設介護サービスは増加しています。

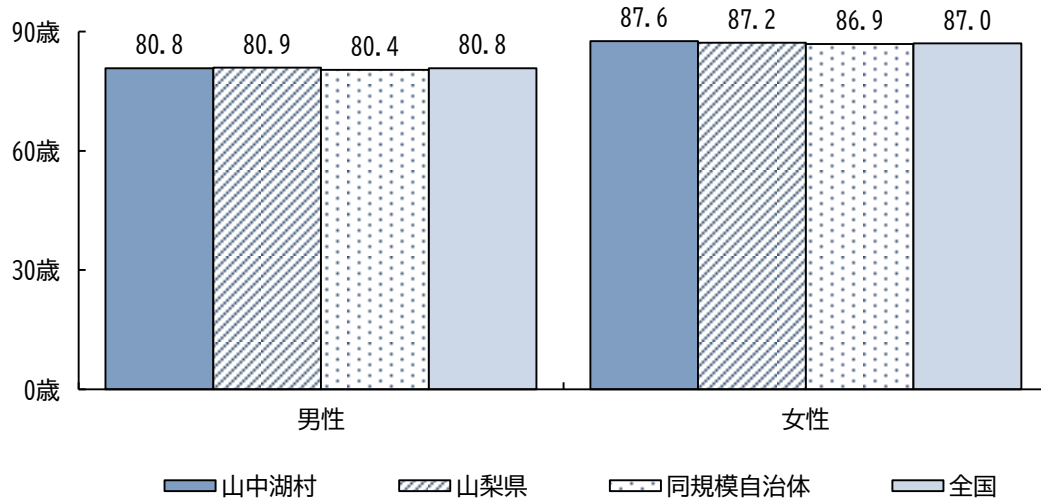


資料：「介護保険事業状況報告（年報）」

(3) 高齢者の健康・社会参加

■ 平均寿命の比較（令和4年度）

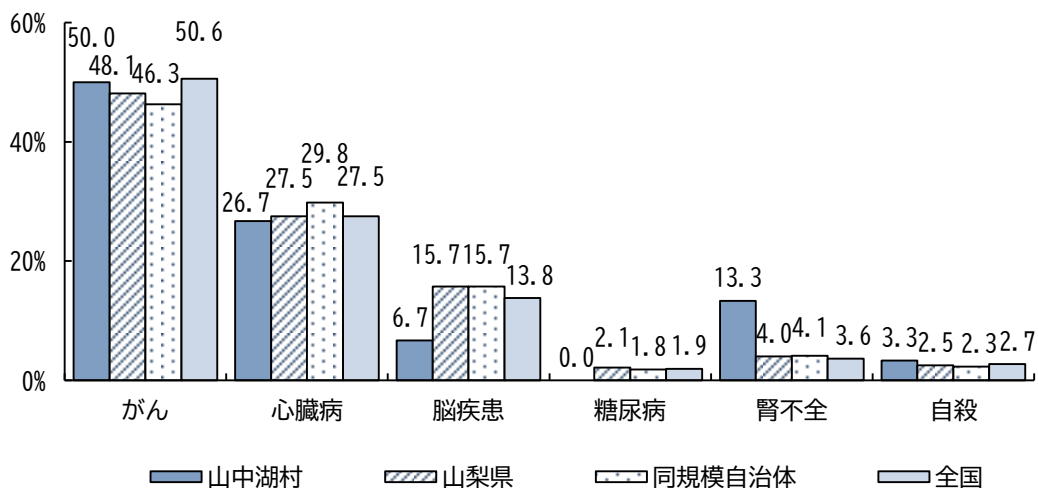
令和4年度の平均寿命を山梨県や同規模自治体、全国と比較すると、女性でやや長くなっているものの、おおよそ同水準となっています。



資料：「国保データベースシステム（KDBシステム）」

■ 主な死因別死亡割合の比較（令和4年度）

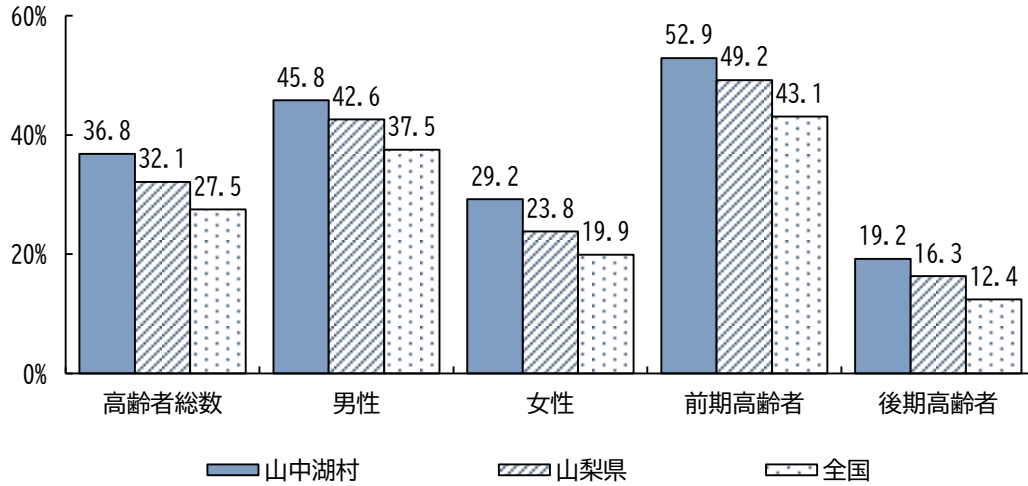
令和4年度の主な死因別死亡割合を山梨県や同規模自治体、全国と比較すると、腎不全による死亡割合が高く、脳疾患による死亡割合が低くなっています。その他の死因による死亡割合は大きな差はありません。



資料：「国保データベースシステム（KDBシステム）」

■ 高齢者の労働力人口割合の比較（令和2年）

令和2年の高齢者の労働力人口割合を山梨県や全国と比較すると、山中湖村や全国よりも高い水準となっています。特に、前期高齢者は52.9%と約半数となっています。



資料：「国勢調査」（令和2年10月1日現在）

2. アンケート調査結果にみる高齢者を取り巻く現状と課題

本計画を策定するにあたり、村内に居住する高齢者の普段の暮らしや介護などに関する考え方を把握し、計画の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査の種類	対象者	発送数	有効回収数	有効回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	村内に居住する要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の男女	1,630	1,074	65.9%
在宅介護実態調査	村内に居住する要支援・要介護認定を受けている40歳以上の男女	220	113	51.4%

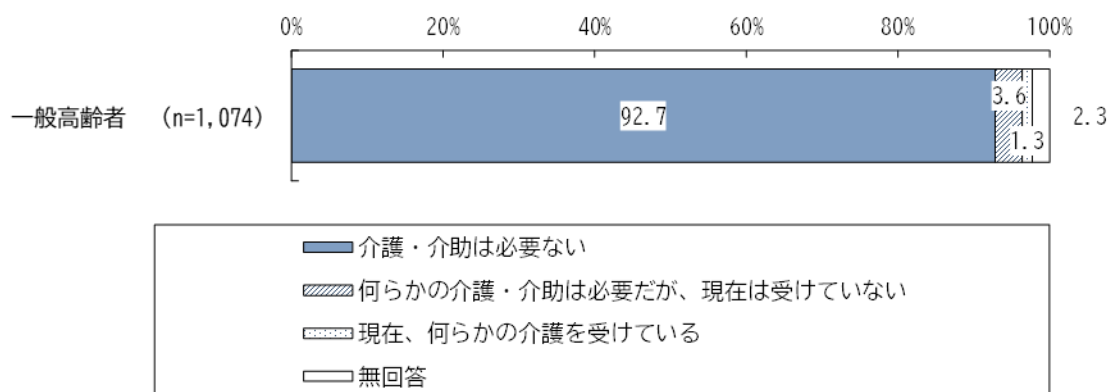
- ◆ 回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示してある。
- ◆ 百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出した。このため、百分率の合計が100%にならないことがある。
- ◆ 1つの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”の場合は、回答比率の合計が100%を超える場合がある。
- ◆ スペースの関係上、問や選択肢を省略して掲載している場合がある。

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

1 あなたのご家族や生活状況について

■ 介護・介助の必要

問 あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか。（単数回答）

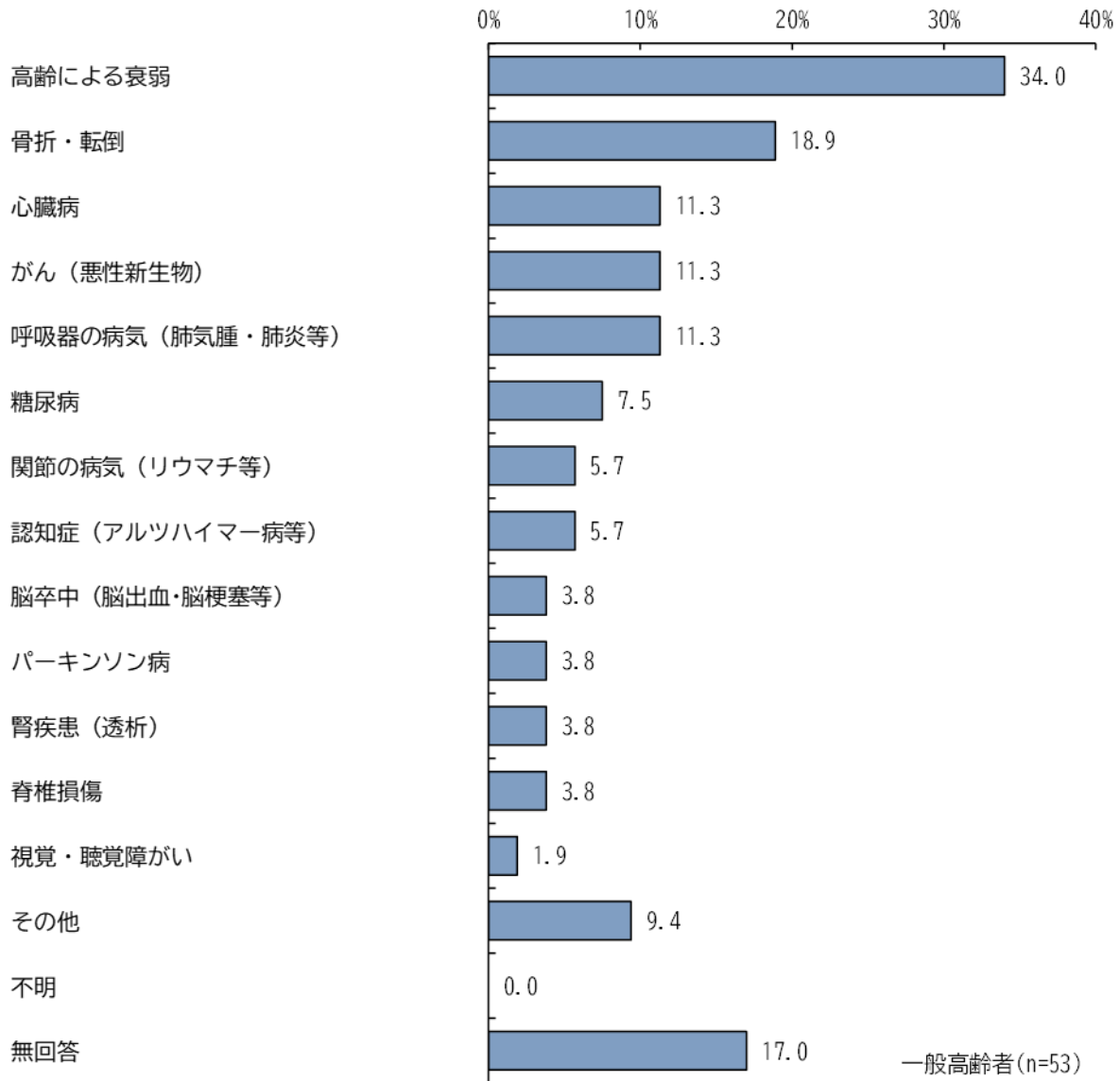


普段の生活における介護・介助の必要性は、「介護・介助は必要ない」が92.7%、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が3.6%、「現在、何らかの介護を受けている」が1.3%となっています。『介護・介助が必要である』（何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない＋現在、何らかの介護を受けている）は、4.9%となっています。

■ 介護・介助が必要になった主な原因

『介護・介助が必要である』と回答した方のみ

問 介護・介助が必要になった主な原因はなんですか。(複数回答可)

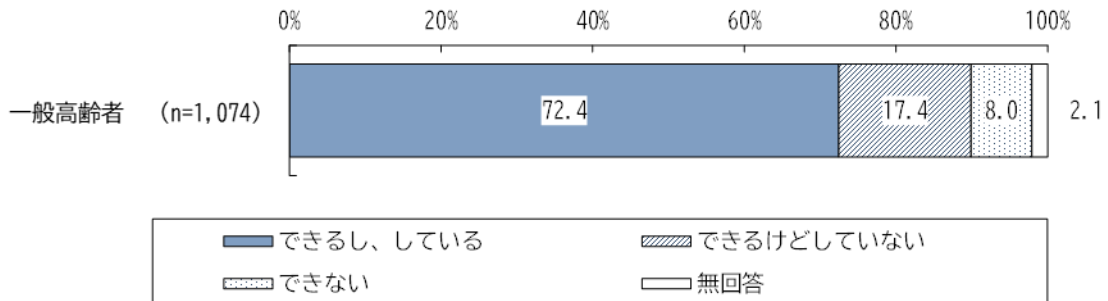


介護・介助が必要になった主な原因は、「高齢による衰弱」が34.0%と最も多く、次いで「骨折・転倒」が18.9%、「心臓病」、「がん（悪性新生物）」、「呼吸器の病気（肺気腫・肺炎等）」がそれぞれ11.3%などとなっています。

2 からだを動かすことについて

■ 手すりや壁をつたわず階段を昇ること

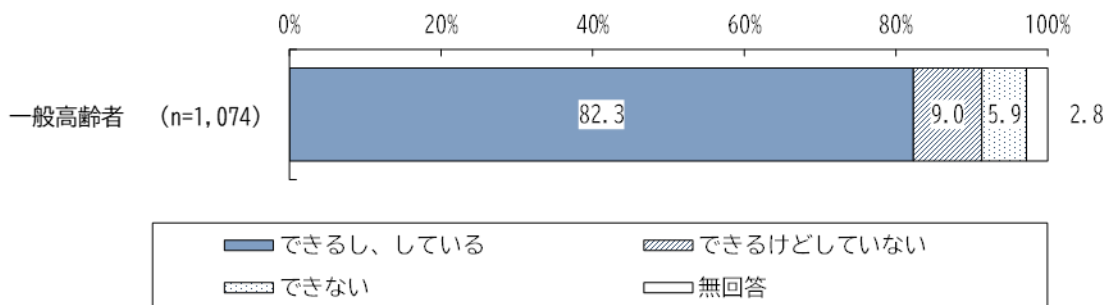
問 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか。(単数回答)



階段を手すりや壁をつたわずに昇っているかは、「できるし、している」が72.4%と最も多く、次いで「できるけどしていない」が17.4%、「できない」が8.0%となっています。

■ 何もつかまらず椅子から立つこと

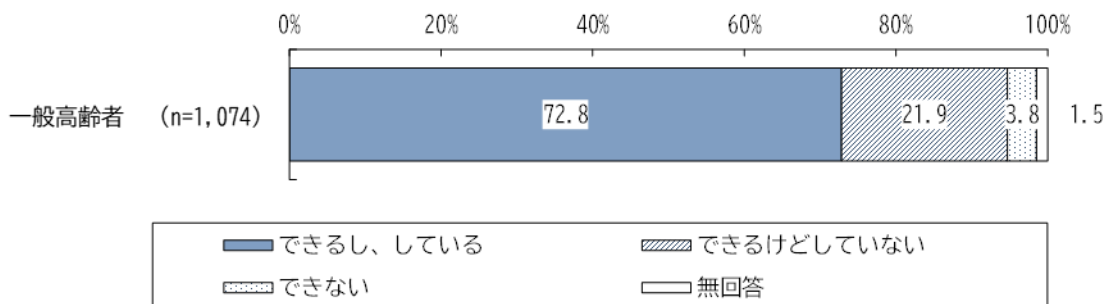
問 椅子に座った状態から、何もつかまらずに立ち上がっていますか。(単数回答)



椅子に座った状態から、何もつかまらずに立ち上がっているかは、「できるし、している」が82.3%と最も多く、次いで「できるけどしていない」が9.0%、「できない」が5.9%となっています。

■ 15分位続けて歩くこと

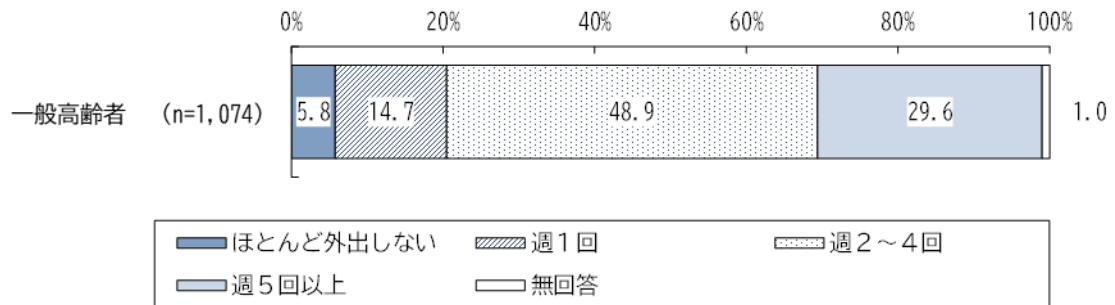
問 15分位続けて歩いていますか。(単数回答)



15分位続けて歩いているかは、「できるし、している」が72.8%と最も多く、次いで「できるけどしていない」が21.9%、「できない」が3.8%となっています。

■ 外出の程度

問 週に1回以上は外出していますか。(単数回答)

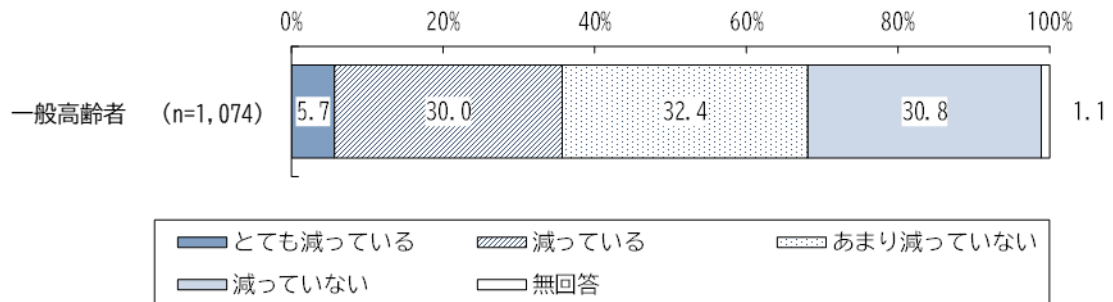


週あたりの外出回数は、「週2~4回」が48.9%と最も多く、次いで「週5回以上」が29.6%、「週1回」が14.7%などとなっています。『週1回以上』(週1回+週2~4回+週5回以上)は、93.2%となっています。

■ 外出の減少の程度

問 昨年と比べて、外出の回数が減っていますか。(単数回答)

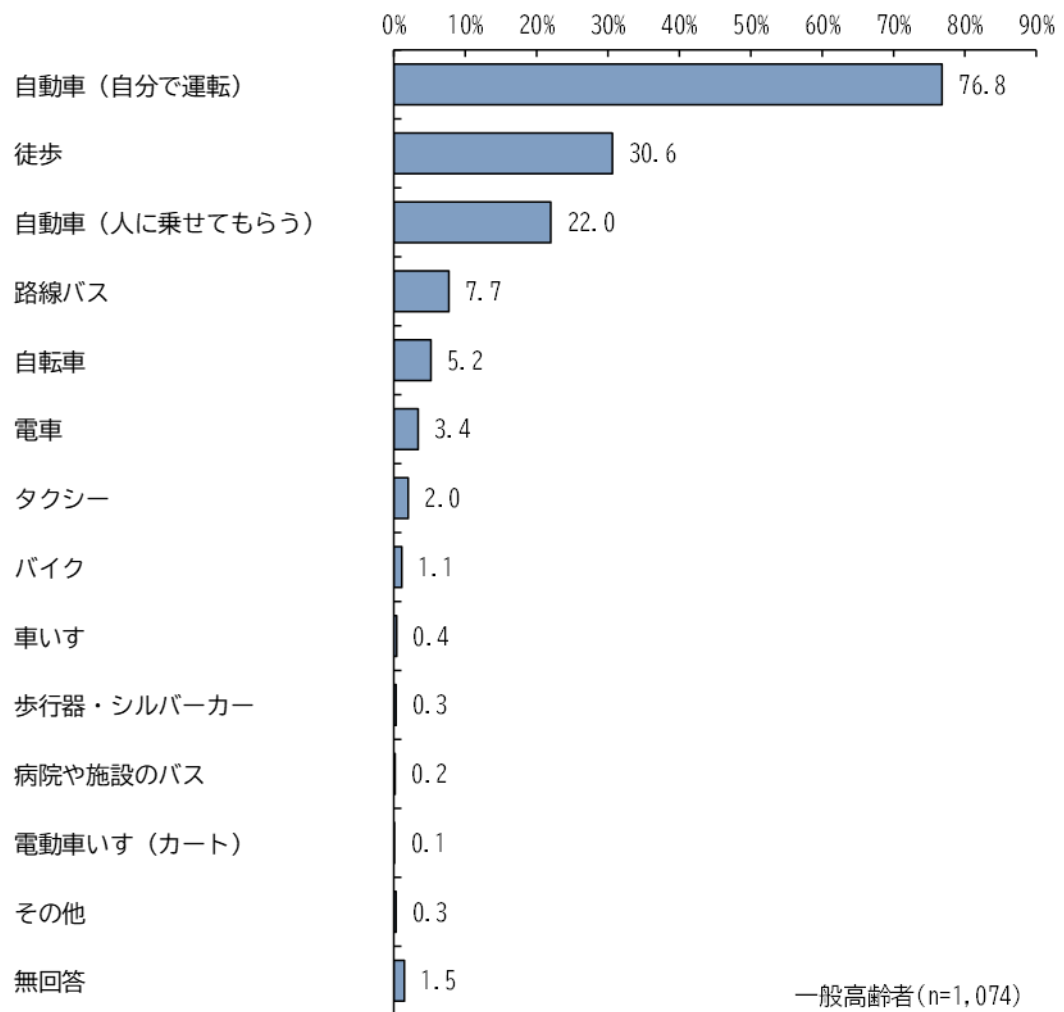
※新型コロナウイルス感染症の影響以外でお答えください



昨年と比べて、外出の回数が減っているかは、「あまり減っていない」が32.4%と最も多く、次いで「減っていない」が30.8%、「減っている」が30.0%などとなっています。『減っている』(とても減っている+減っている)は35.7%、『減っていない』(減っていない+あまり減っていない)は63.2%となっています。

■ 外出する際の移動手段

問 外出する際の移動手段は何ですか。(複数回答可)

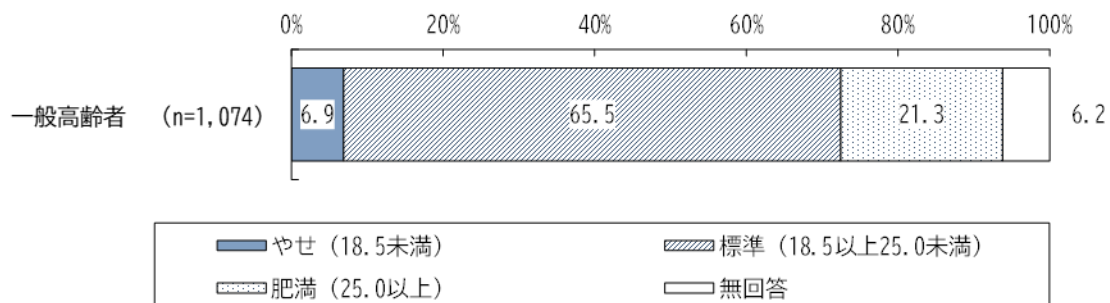


外出する際の移動手段は、「自動車(自分で運転)」が76.8%と最も多く、次いで「徒歩」が30.6%、「自動車(人に乗せてもらう)」が22.0%などとなっています。

3 食べることについて

■ 体格指数（BMI判定）

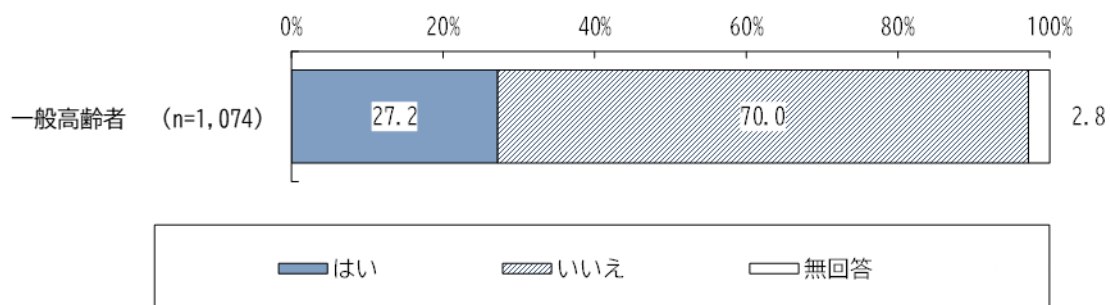
問 肥満度（身長と体重からBMIを算出し、肥満の程度に分類した）



肥満度は、「標準」が65.5%と最も多く、次いで「肥満」が21.3%、「やせ」が6.9%となっています。

■ 半年前に比べて固いものが食べにくくなったかどうか

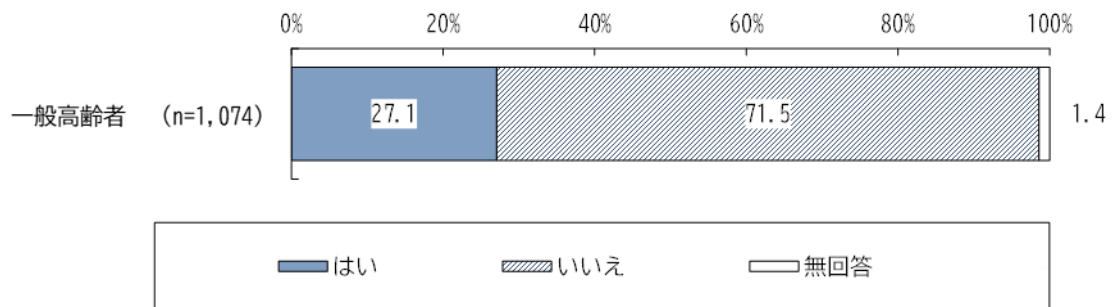
問 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか。（単数回答）



半年前に比べて固いものが食べにくくなったかは、「はい」が27.2%、「いいえ」が70.0%となっています。

■ お茶や汁物等でむせることがあるかどうか

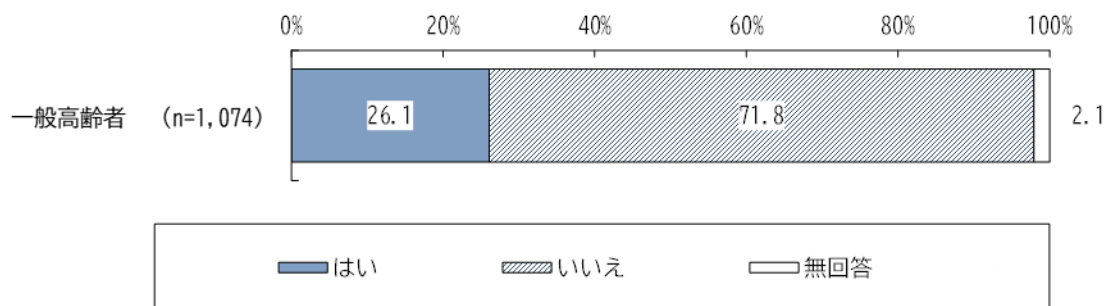
問 お茶や汁物等でむせることがありますか。(単数回答)



お茶や汁物等でむせることがあるかは、「はい」が27.1%、「いいえ」が71.5%となっています。

■ 口の渇きが気になるかどうか

問 口の渇きが気になりますか。(単数回答)

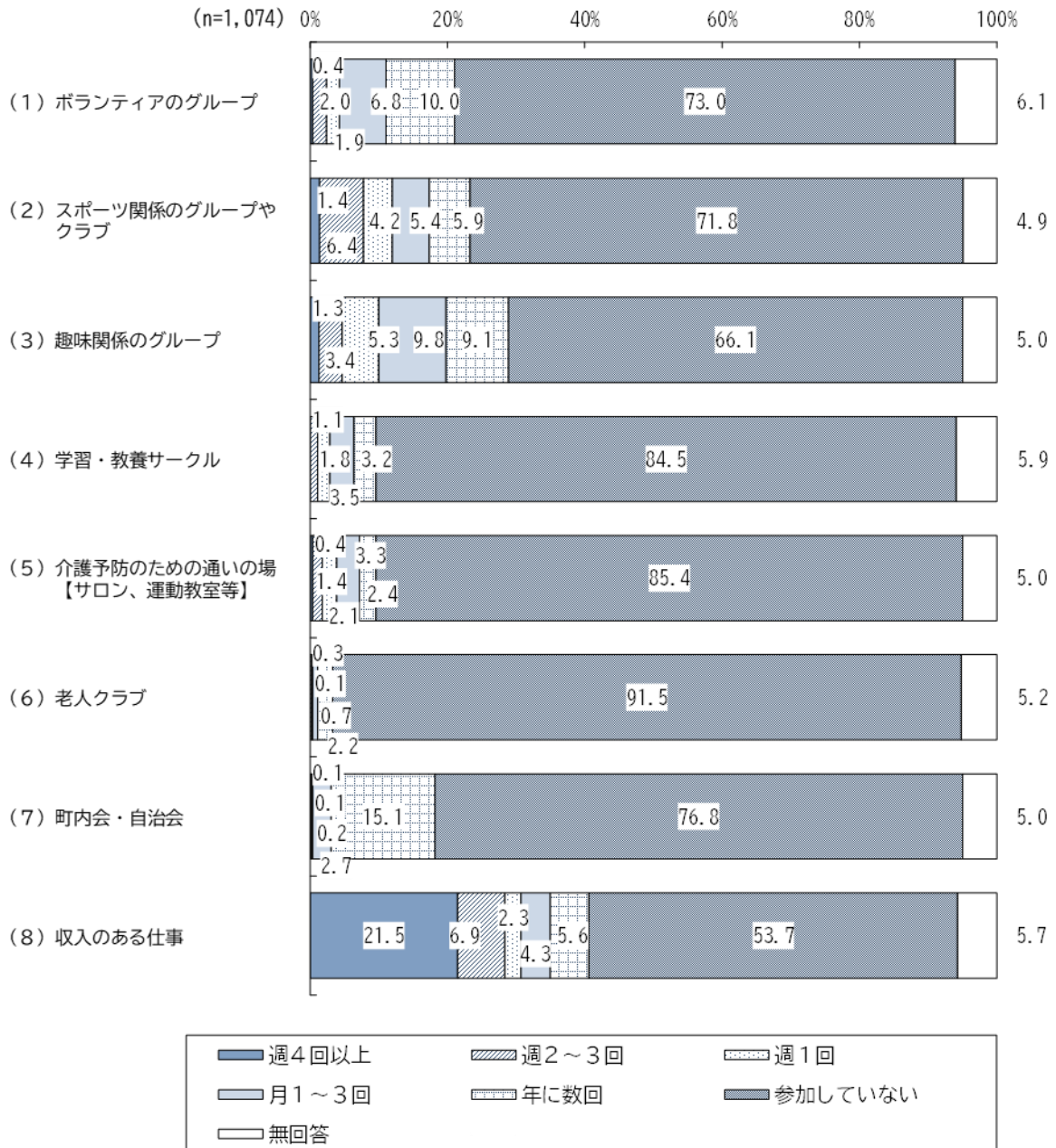


口の渇きが気になるかどうかにおいては、「はい」が26.1%、「いいえ」が71.8%となっています。

4 地域での活動について

■ 様々な活動への参加頻度

問 以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか。

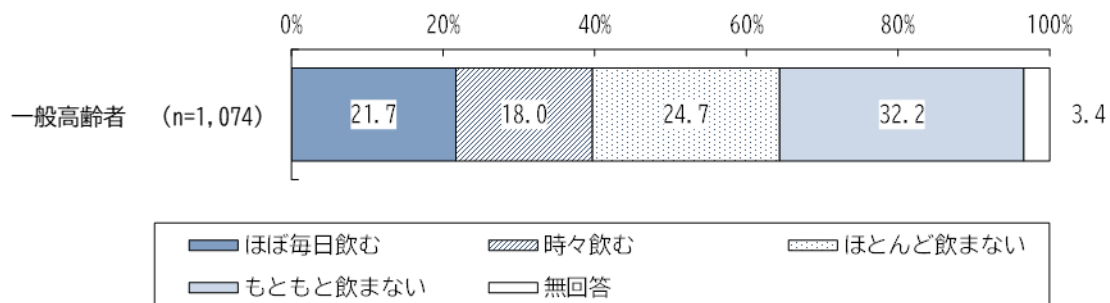


参加頻度は、すべての会・グループ等において「参加していない」が最も多くなっています。『参加している』（週4回以上+週2~3回+週1回+月1~3回+年数回）は、（8）収入のある仕事で40.6%と最も多く、（1）ボランティアのグループ、（2）スポーツ関係のグループやクラブ、（3）趣味関係のグループが2割台となっています。また、『週1回以上』（週4回以上+週2~3回+週1回）は、（8）収入のある仕事で30.7%と最も多く、（2）スポーツ関係のグループやクラブ、（3）趣味関係のグループが1割台となっています。

5 健康について

■ 飲酒状況

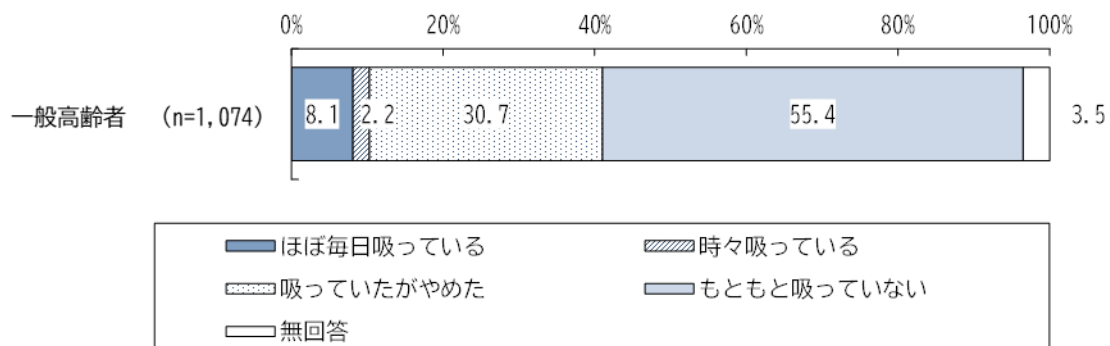
問 お酒は飲みますか。(単数回答)



飲酒状況は、「もともと飲まない」が32.2%と最も多く、次いで「ほとんど飲まない」が24.7%、「ほぼ毎日飲む」が21.7%などとなっています。『飲んでいる』（ほぼ毎日飲む＋時々飲む）は、39.7%となっています。

■ 喫煙状況

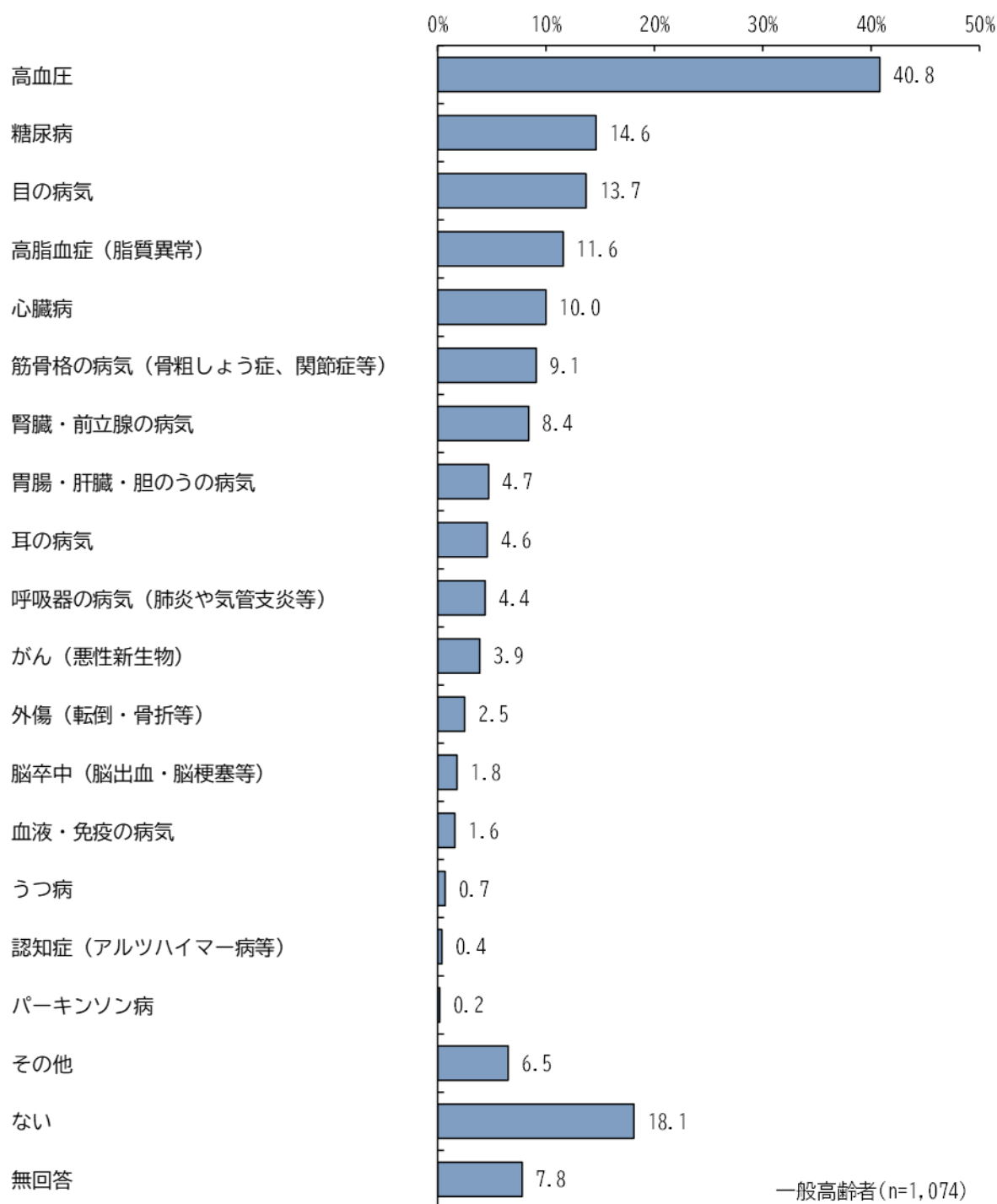
問 タバコは吸っていますか。(単数回答)



喫煙状況は、「もともと吸っていない」が55.4%と最も多く、次いで「吸っていたがやめた」が30.7%、「ほぼ毎日吸っている」が8.1%などとなっています。『吸っている』（ほぼ毎日吸っている＋時々吸っている）は、10.3%となっています。

■ 治療中・後遺症のある病気

問 現在治療中、または後遺症のある病気はありますか。(複数回答可)

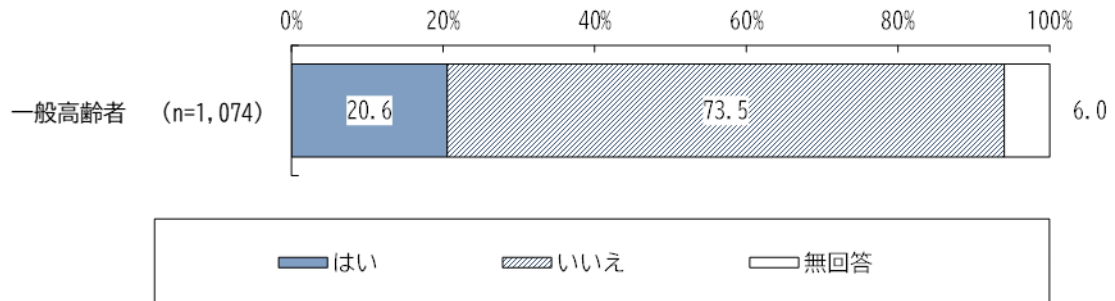


現在治療中、または後遺症のある病気は、「高血圧」が40.8%と最も多く、次いで「糖尿病」が14.6%、「目の病気」が13.7%などとなっています。『現在治療中、または後遺症のある病気がある』(全体から「ない」、無回答の割合を引いた割合)は、74.1%となっています。

6 認知症にかかる相談窓口の把握について

■ 山中湖村の認知症に関する相談窓口の認知状況

問 認知症に関する相談窓口を知っていますか。(単数回答)

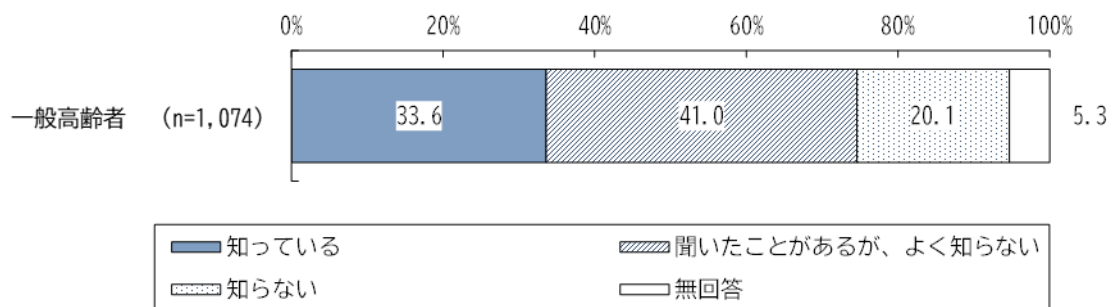


認知症に関する相談窓口の認知状況は、「はい」が20.6%、「いいえ」が73.5%となっています。

7 成年後見制度について

■ 成年後見制度の認知状況

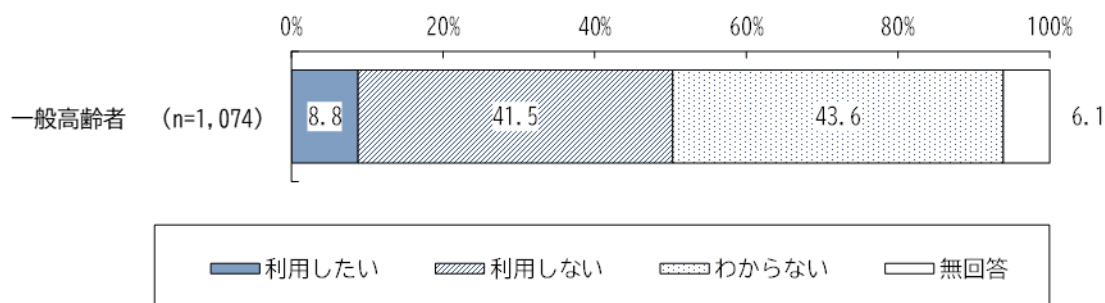
問 あなたは、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方に代わって、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が身の回りに配慮しながら財産管理や福祉サービス等の契約を行う“成年後見制度”を知っていますか。(単数回答)



成年後見制度の認知状況は、「聞いたことがあるが、よく知らない」が41.0%と最も多く、次いで「知っている」が33.6%、「知らない」が20.1%となっています。

■ 成年後見制度利用についての考え

問 あなたは財産の管理や契約等について、自分ひとりで判断することが難しくなった場合に、“成年後見制度”を利用してみたいですか。(単数回答)

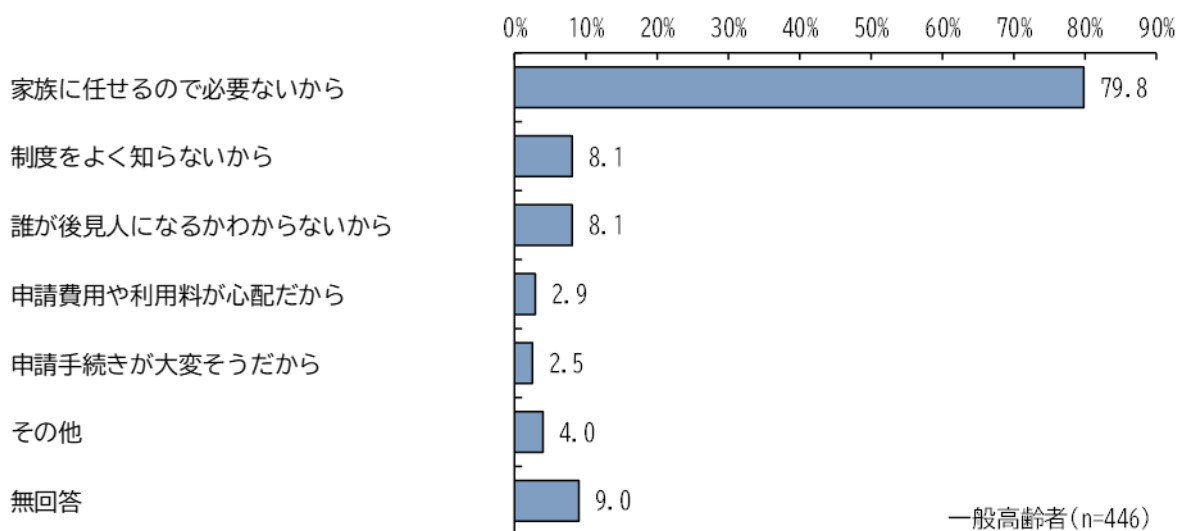


財産の管理や契約等について、自分ひとりで判断することが難しくなった場合の成年後見制度の利用意向は、「わからない」が43.6%と最も多く、次いで「利用しない」が41.5%、「利用したい」が8.8%となっています。

■ 成年後見制度を利用したくない理由

「利用しない」と回答した方のみ

問 利用しない理由を教えてください。(複数回答可)



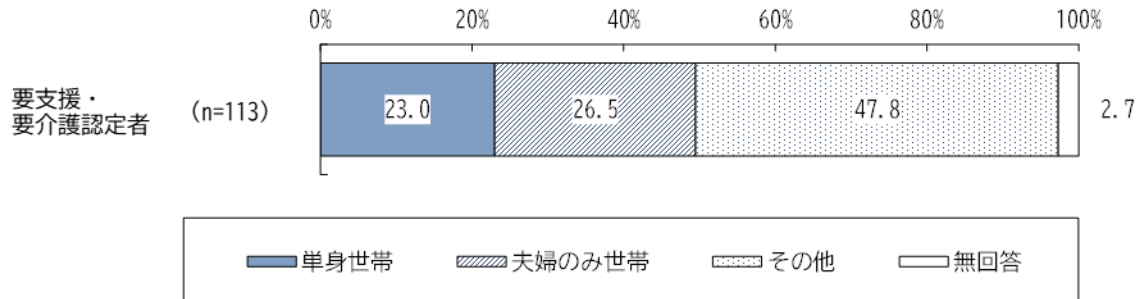
利用しない理由は、「家族に任せるので必要ないから」が79.8%と最も多く、次いで「制度をよく知らないから」、「誰が後見人になるかわからないから」がそれぞれ8.1%、「申請費用や利用料が心配だから」が2.9%などとなっています。

(2) 在宅介護実態調査

1 調査対象者（あて名）ご本人について

■ 世帯類型

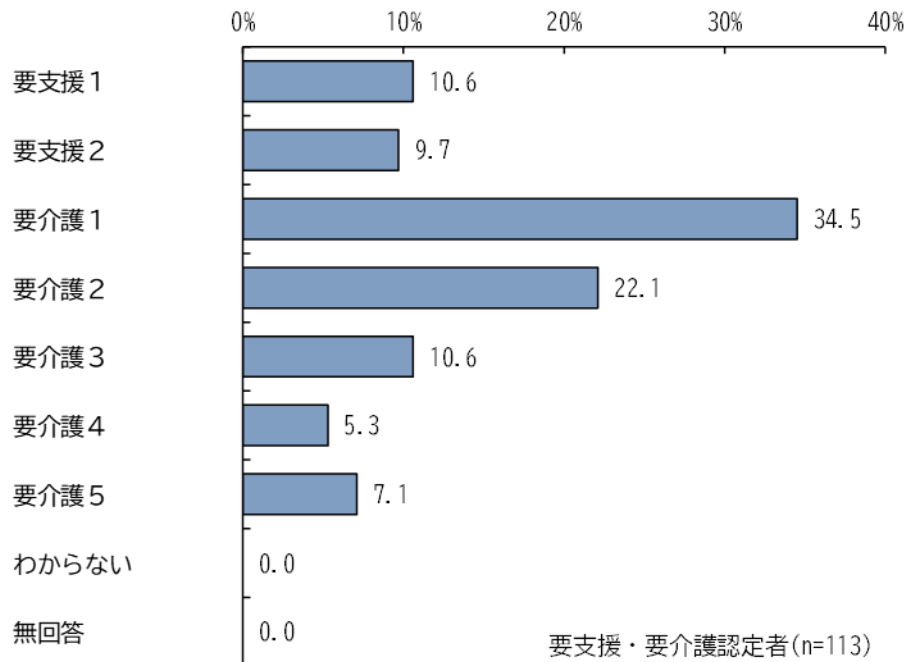
問 世帯類型について、ご回答ください。（単数回答）



世帯類型は、「その他」が47.8%と最も多く、次いで「夫婦のみ世帯」が26.5%、「単身世帯」が23.0%となっています。

■ 要介護認定の状況（要介護度）

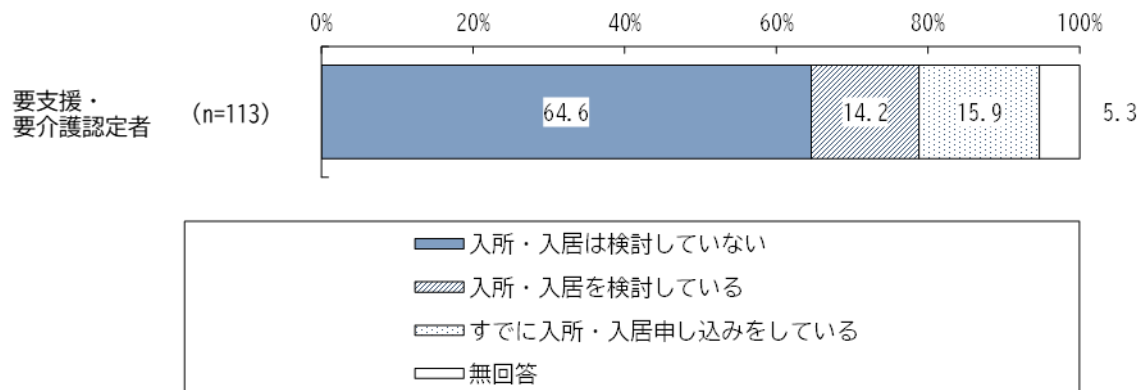
問 ご本人の要介護度について、ご回答ください。（単数回答）



要介護度は、「要介護1」が34.5%と最も多く、次いで「要介護2」が22.1%、「要支援1」、「要介護3」がそれぞれ10.6%などとなっています。

■ 施設等への入所・入居の検討状況

問 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について、ご回答ください。(単数回答)



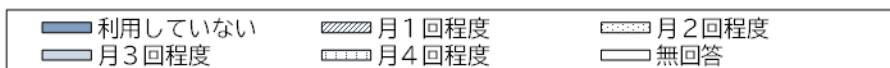
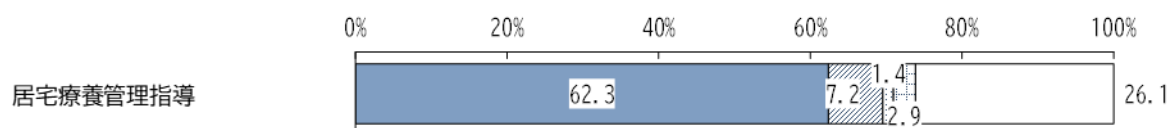
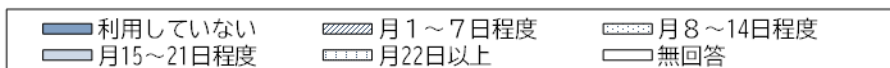
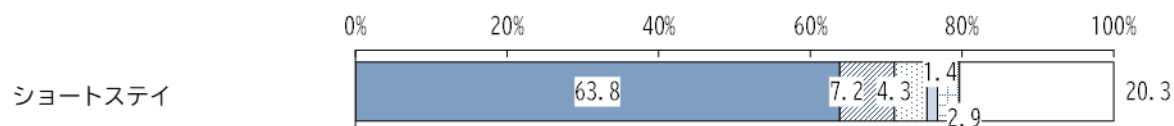
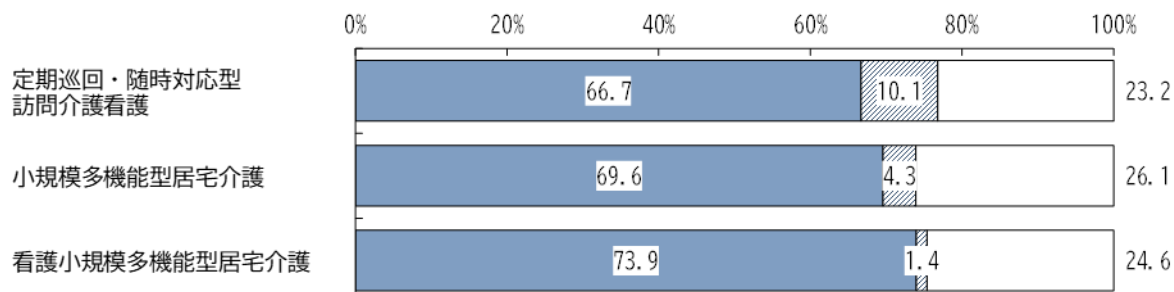
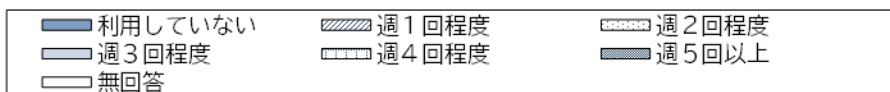
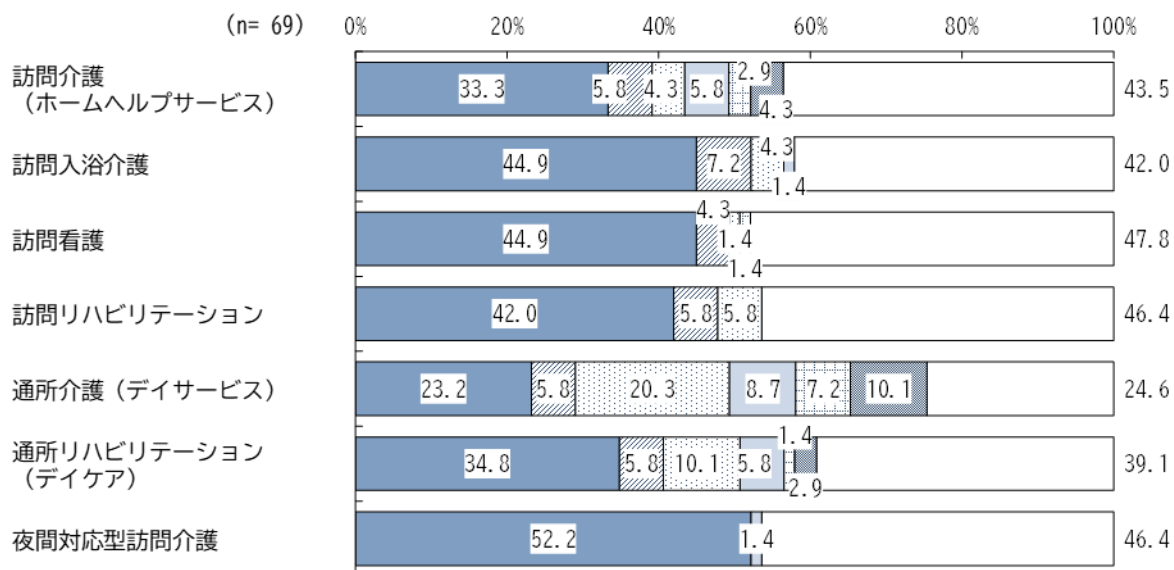
現時点での、施設等への入所・入居の検討状況は、「入所・入居は検討していない」が64.6%と最も多く、次いで「すでに入所・入居申し込みをしている」が15.9%、「入所・入居を検討している」が14.2%となっています。

2 介護保険サービスについて

■ 介護保険サービス

「利用した」と回答した方のみ

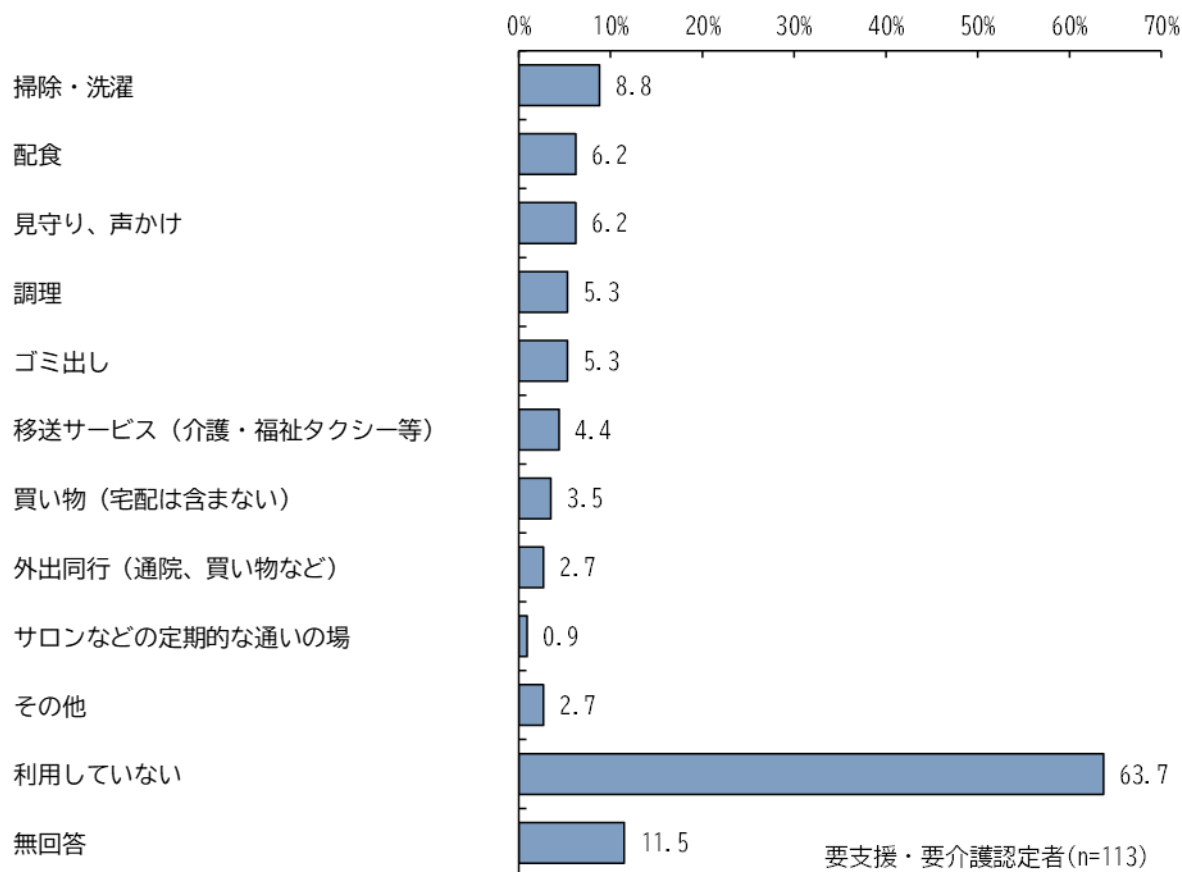
問 以下の介護保険サービスについて、令和4年12月の1か月間の利用状況をご回答ください。対象の介護保険サービスをご利用になっていない場合は、「利用していない（1 利用していない）」を選択してください。（単数回答）



週1回程度以上の利用は“通所介護（デイサービス）”で多くなっています。

■ 利用している「介護保険サービス以外」の支援・サービス

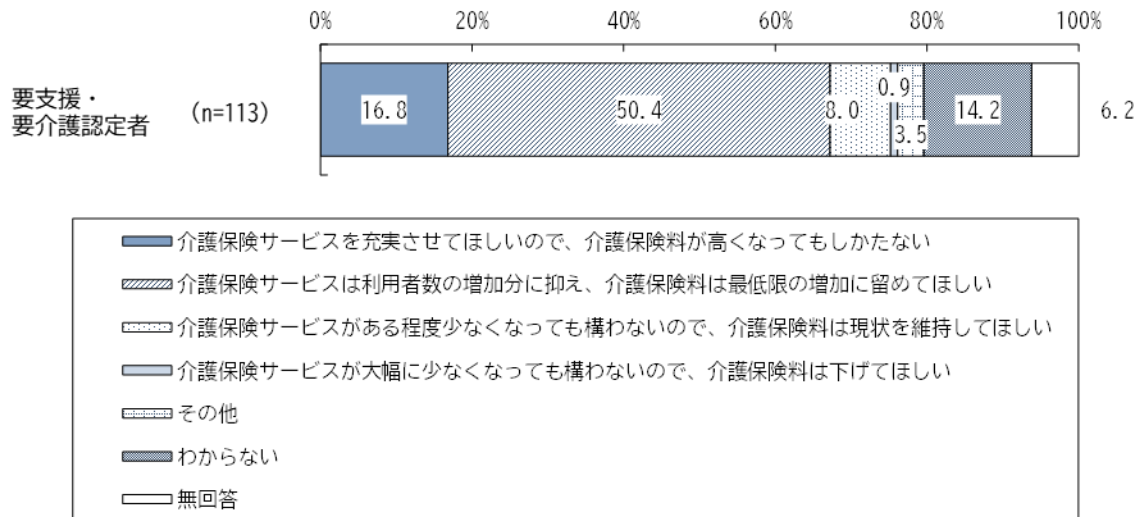
問 現在、利用している、「介護保険サービス以外」の支援・サービスについて、ご回答ください。
(複数回答可)



介護保険サービス以外に利用している支援・サービスは、「利用していない」が63.7%と最も多く、次いで「掃除・洗濯」が8.8%、「配食」、「見守り、声かけ」がそれぞれ6.2%、「調理」、「ゴミ出し」がそれぞれ5.3%などとなっています。また、「利用していない」は63.7%となっています。

■ 介護保険サービスを充実させるために、費用負担が増えることへの考え方

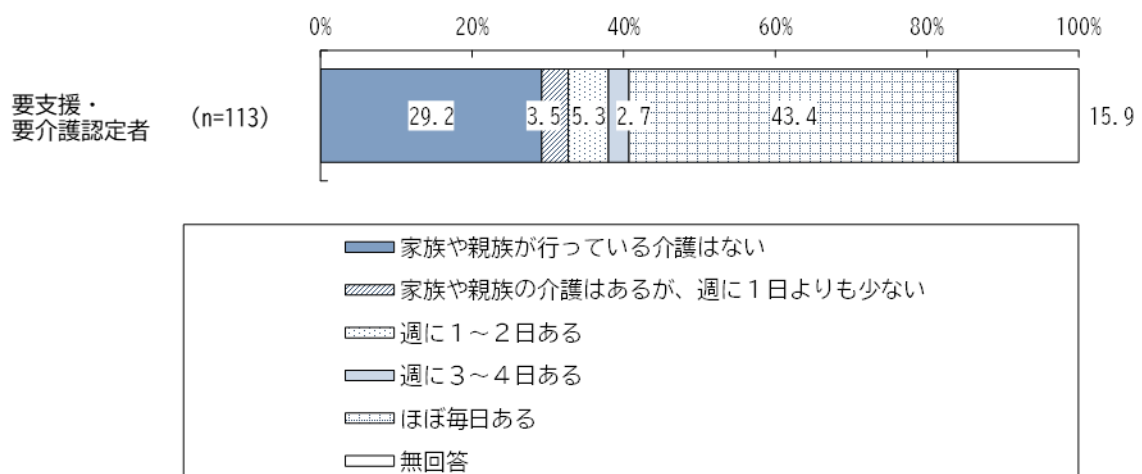
問 超高齢社会を迎え、介護保険サービスを充実させるために、介護保険料が増えることについてどう思いますか。(単数回答)



介護保険サービス充実のために介護保険料が増えることについての考えは、「介護保険サービスは利用者数の増加分に抑え、介護保険料は最低限の増加に留めてほしい」が50.4%と最も多く、次いで「介護保険サービスを充実させてほしいので、介護保険料が高くなってもしかたない」が16.8%、「わからない」が14.2%などとなっています。

■ 家族や親族からの介護状況

問 ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいありますか。(同居していない子どもや親族等からの介護を含みます)(単数回答)

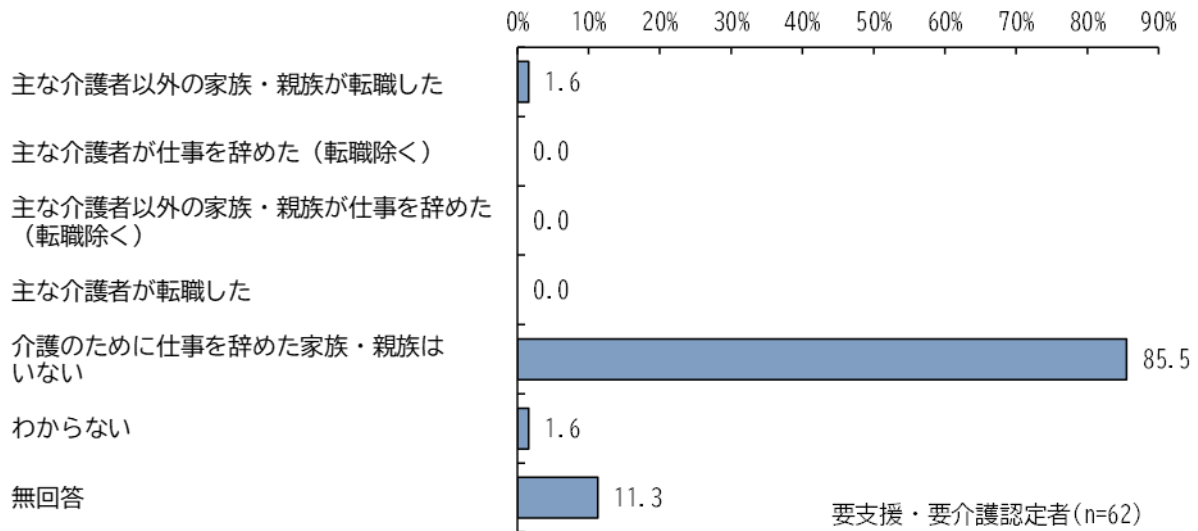


家族や親族の方からの介護の週あたりの頻度は、「ほぼ毎日ある」が43.4%と最も多く、次いで「家族や親族が行っている介護はない」が29.2%、「週に1～2日ある」が5.3%などとなっています。『家族・親族による介護を受けている』(ほぼ毎日ある+週に3～4日ある+週に1～2日ある+週に1日より少ない)は、54.9%となっています。

3 主な介護者について

■ 過去1年の間に介護を理由に仕事を辞めた家族や親族の有無

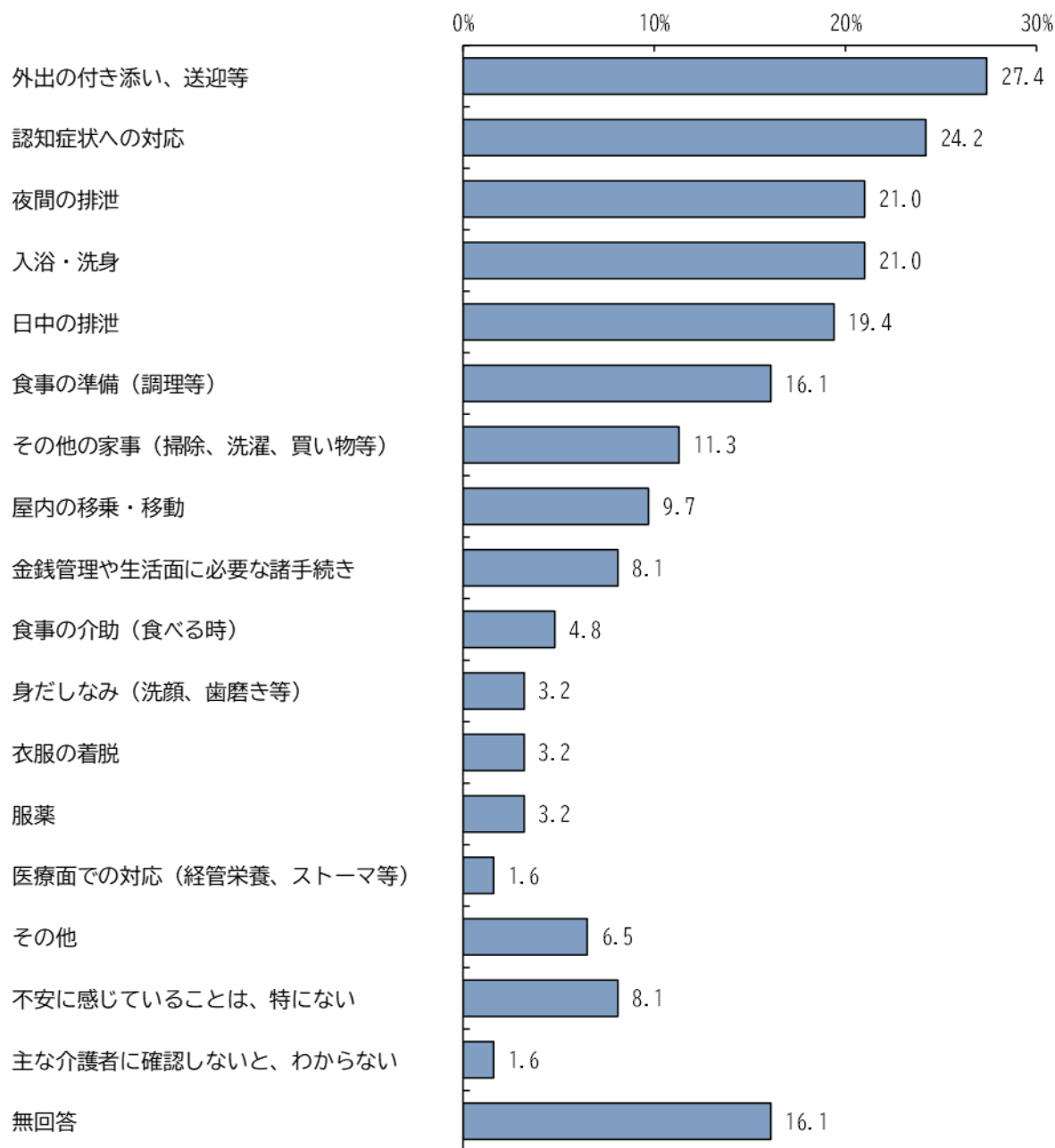
問 ご家族やご親族の中で、ご本人の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか(現在働いているかどうかや、現在の勤務形態は問いません)。(複数回答可)



認定調査対象者の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた家族や親族は1.6%と最も多くなっています。また、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が85.5%となっています。

■ 主な介護者が不安に感じる介護等

問 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、ご回答ください(現状で行っているか否かは問いません)。(複数回答可)



要支援・要介護認定者(n=62)

現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護等は、「外出の付き添い、送迎等」が27.4%と最も多く、次いで「認知症状への対応」が24.2%、「夜間の排泄」、「入浴・洗身」がそれぞれ21.0%などとなっています。

3. 日常生活圏域の設定

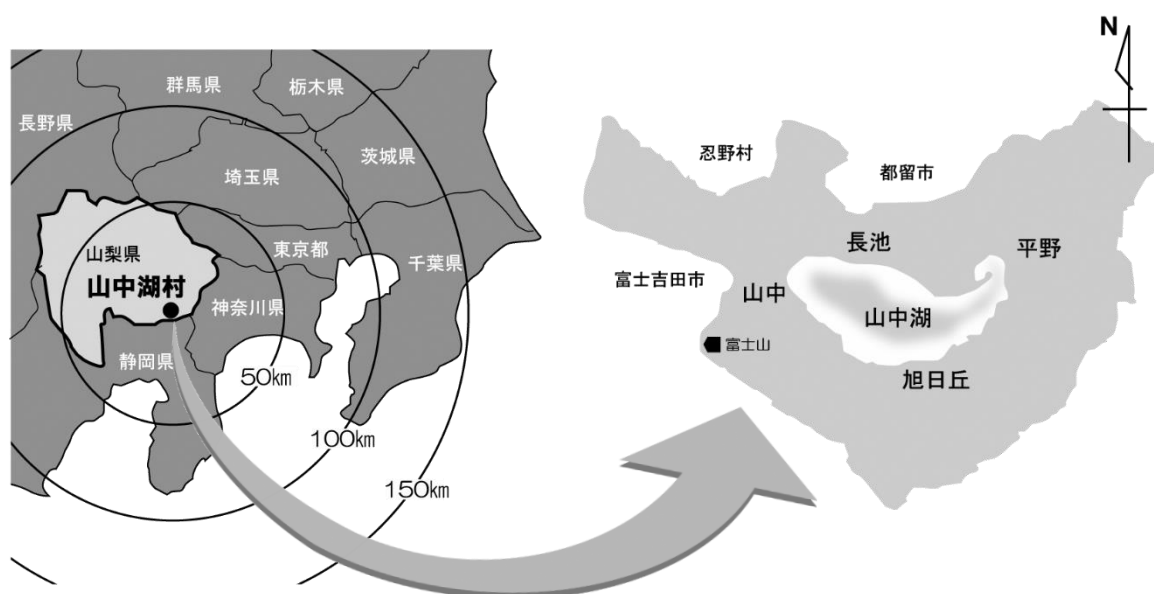
(1) 山中湖村の概況

山中湖村は南都留郡に属しており、山梨県の東南部、標高約1,000mに位置し、東は神奈川県に、南は静岡県に接しています。山中湖村から50km圏内には山梨県の中央部、東京都西部、神奈川県西部、埼玉県の南西部が含まれ、東京の都心から100km圏内に位置しています。村の総面積は53.05km²あり、周囲13.87kmの山中湖を中心に、山中・平野・長池・旭日丘の4地区で構成されています。

村の大半は、標高1,000m前後のなだらかな起伏の高原地帯で、西には富士山が間近にそびえ、豊かな自然に恵まれています。真夏でも最高気温が30度を超えることはまれで、夏の平均気温は20度前後と過ごしやすく、大正時代の頃から避暑地・保養地として別荘が建ち始め、高度経済成長期には急速に別荘開発が進み、今や山中湖村全域にホテルやペンション、民宿、商店などが点在する「国際観光リゾート地」として発展し、観光入込客数は年間約65万人（令和4年山梨県観光入込客統計調査報告書）にも及びます。

【山中湖村の位置】

【山中湖村の地区構成】



(2) 日常生活圏域

平成18年度の介護保険法の改正において、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加等を踏まえ、一人ひとりが可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、介護保険事業計画の中で、市町村は地域の実情に応じた日常生活圏域を設定し、この圏域単位で地域密着型サービスの量などを定めるとされています。（介護保険法第117条2項第1号）

本村では、今後も高齢者の増加が見込まれますが、村民の生活圏域は、地形的・面積的にも1地域であること、また、約5,800人の人口規模を考慮して、村全体を1つの日常生活圏域と設定します。

4. 将来推計

(1) 高齢者人口の推計

令和元年度から令和5年度の性別・年齢階層別の人口変化率を用いて、本村の人口の将来推計を行いました。団塊ジュニア世代が65歳に到達し始め、現役世代の人口が大幅な減少に向かう令和22年度までの推計は下表のとおりになります。

日本全国の多くの自治体において総人口が減少傾向にある中、本村についても同様に令和3年度以降は減少し、令和22年度では5,311人と令和3年度よりも516人減少することが見込まれます。

年齢層別に推計値をみると、40歳未満人口及び第2号被保険者の40歳～64歳人口は減少傾向となっていますが、65歳以上の高齢者は今後も増加傾向が続き、特に75歳以上の後期高齢者においては年々増加し、令和6年度以降は前期高齢者より多くなる見込みです。

第9期計画期間の最終年度である令和8年度では、総人口が5,726人、うち65歳以上の高齢者は2,025人、高齢化率は35.4%まで上昇すると見込んでいます。

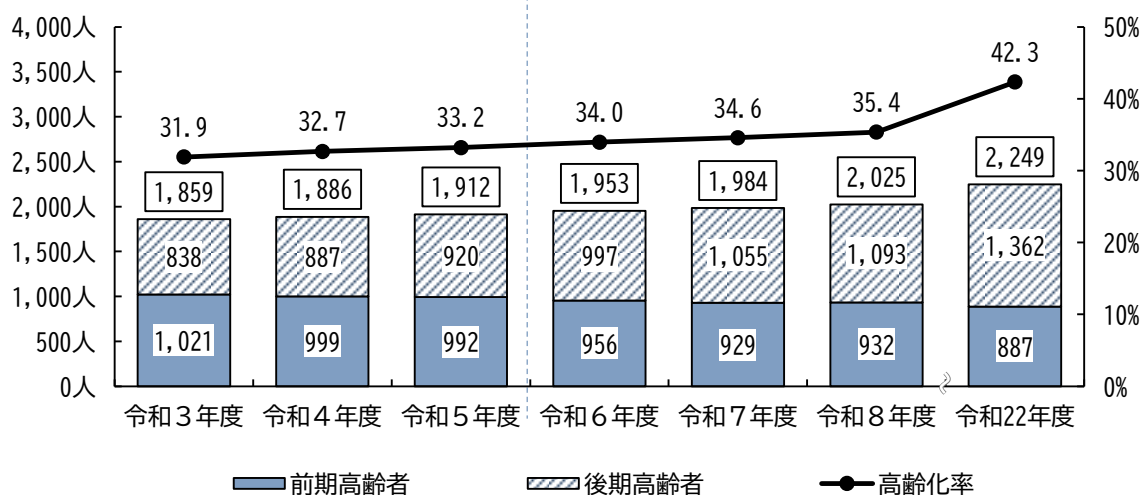
■ 人口推計

単位：人

	第8期 実績値			第9期 計画値			将来
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
総人口(A)	5,827	5,770	5,767	5,749	5,737	5,726	5,311
高齢化率(B)/(A)	31.9%	32.7%	33.2%	34.0%	34.6%	35.4%	42.3%
高齢者人口(B)	1,859	1,886	1,912	1,953	1,984	2,025	2,249
後期高齢者(75歳以上)	838	887	920	997	1,055	1,093	1,362
前期高齢者(65～74歳)	1,021	999	992	956	929	932	887
40～64歳	2,017	2,002	1,971	1,955	1,938	1,907	1,657
40歳未満人口	1,951	1,882	1,884	1,841	1,815	1,794	1,405

* 令和3年度～令和4年度は10月1日現在、令和5年度は7月1日現在の住民基本台帳

令和6年度以降は令和元年度～令和5年度の性別・各歳別の平均変化率を用いて算出した推計値



(2) 要支援・要介護認定者の推計

令和5年10月の認定者数を基数に、令和3年度から令和4年度の認定率の伸び率を用いて、令和22年度（2040年度）までの要支援・要介護認定者数を推計すると、下表のとおりになります。

後期高齢者の割合が増加することに伴い、第9期計画期間の要支援・要介護認定者数、認定率ともに微増傾向で、最終年度の令和8年度では、要支援・要介護認定者は259人に、認定率は12.8%まで達すると見込んでいます。

また、後期高齢者数は増加し続ける見込みのため、令和22年度においては、要支援・要介護認定者は387人、認定率は17.2%まで増加すると想定されます。

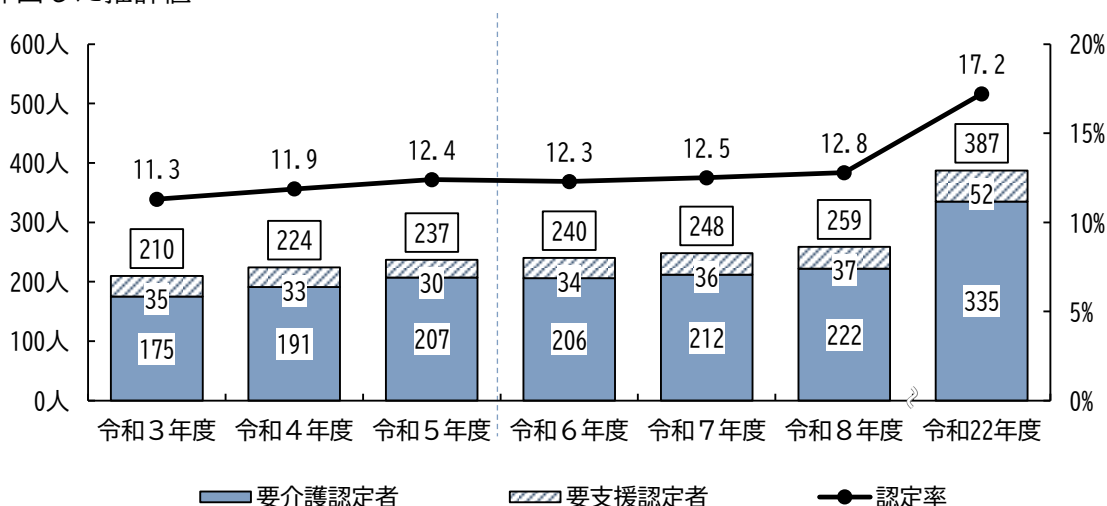
■ 要支援・要介護認定者数の推計

単位：人

	第8期 実績値			第9期 計画値			将来
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要介護(要支援)認定者数(B)	210	224	237	240	248	259	387
要支援1	19	17	12	16	17	18	26
要支援2	16	16	18	18	19	19	26
要介護1	57	68	73	72	75	77	114
要介護2	38	45	50	52	52	57	85
要介護3	30	29	33	33	34	36	56
要介護4	26	25	25	25	26	27	42
要介護5	24	24	26	24	25	25	38
高齢者人口(A)	1,859	1,886	1,912	1,953	1,984	2,025	2,249
認定率(B)/(A)	11.3%	11.9%	12.4%	12.3%	12.5%	12.8%	17.2%

* 令和3年度～令和5年度は、10月時点の介護度別の人数（第2号被保険者含む）

令和6年度以降は令和5年10月値をベースに、令和3年度→令和4年度の認定率の伸び率を用いて算出した推計値



(3) 施設・居住系サービス利用者の推計

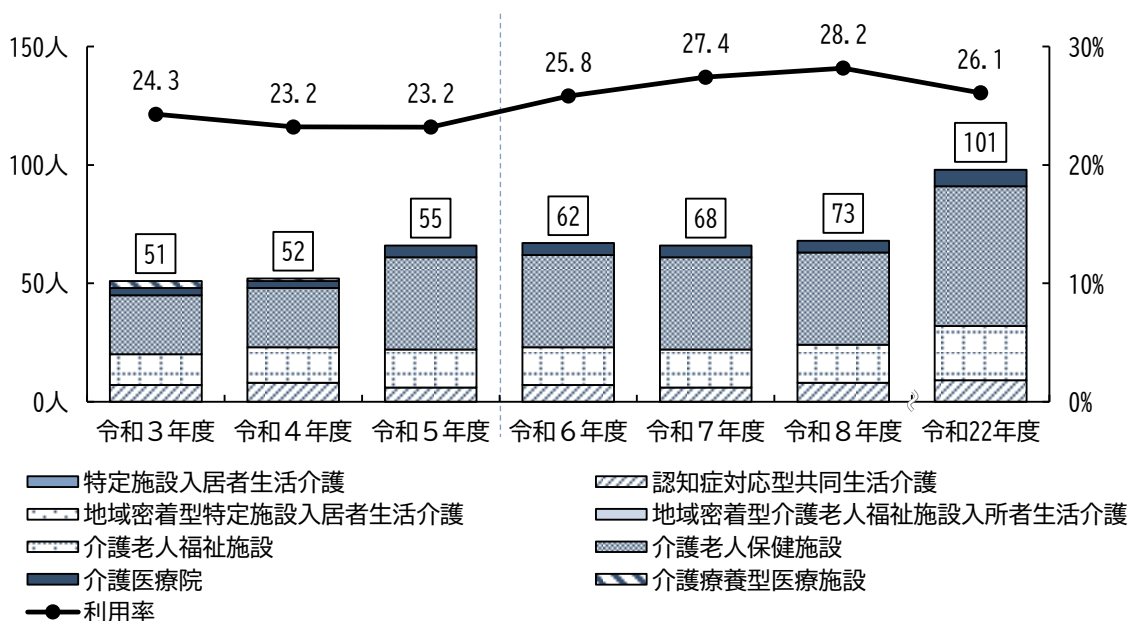
第9期計画期間中に山梨県が指定・監督する介護施設に関しては新設・増床の計画はなく、現状、本村が指定・監督する地域密着型の介護施設に関しても、新規参入や増床の見込みはありません。ただし、地域密着型認知症対応型共同生活介護においては、村内の認定者が利用することを想定し、7人を見込んでいます。施設・居住系サービスの利用率は27%前後を推移すると見込んでいます。

■ 施設・居住系サービス利用者の推計

単位：人／月

		第8期 実績値			第9期 計画値			将来
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
施設・居住系サービス利用者数(B)		51	52	55	62	68	73	101
居住	特定施設入居者生活介護	0	0	0	3	3	3	3
地域密着	認知症対応型共同生活介護	7	8	6	7	7	7	9
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
施設	介護老人福祉施設	13	15	14	15	17	19	23
	介護老人保健施設	25	25	32	33	36	39	59
	介護医療院	3	3	3	4	5	5	7
	介護療養型医療施設	3	1	0				
認定者数(A)		210	224	237	240	248	259	387
施設・入居系サービス利用率(B)/(A)		24.3%	23.2%	23.2%	25.8%	27.4%	28.2%	26.1%

* 令和3年度～令和5年度は、介護保険事業状況報告の各サービス年間受給者数を12か月で割り戻して算出したひと月あたりの平均値。令和5年度は10月利用までの実績値による推計



(4) 居宅サービス対象者の推計

認定者数から施設・居住系サービスの利用者を除いた居宅サービス対象者の推計は、下表のとおりとなります。

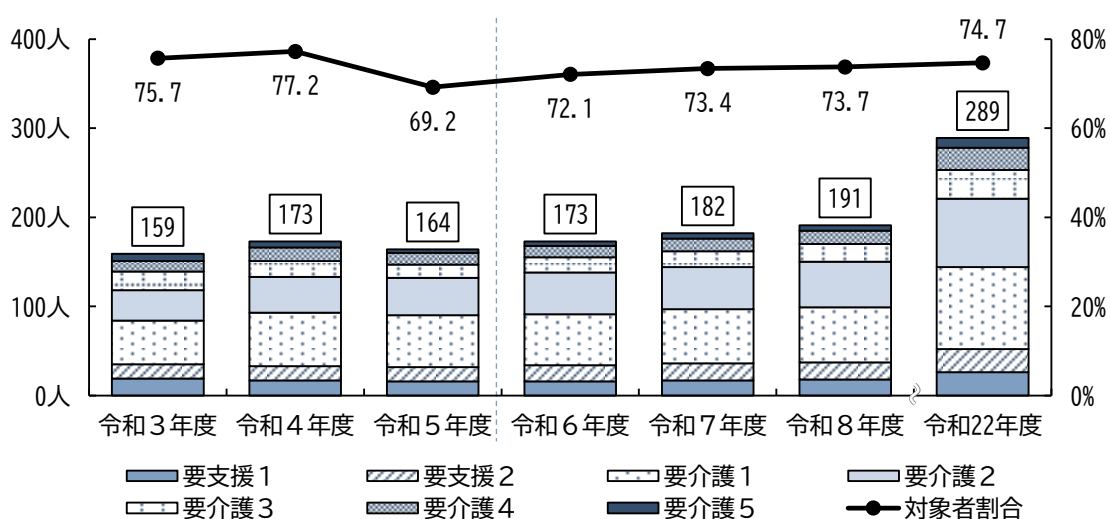
第9期計画期間中の施設・居住系サービス利用者は横ばいで見込んでいるため、認定者が増加している分、居宅サービス対象者は増加していくと見込まれます。

■ 居宅サービス対象者の推計

単位：人／月

		第8期 実績値			第9期 計画値			将来
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
居宅サービス対象者数(B)		159	173	164	173	182	191	289
要支援	要支援1	19	17	16	16	17	18	26
	要支援2	16	16	16	18	19	19	26
要介護	要介護1	49	60	58	57	61	62	92
	要介護2	34	40	42	47	47	51	77
	要介護3	21	18	15	17	18	20	32
	要介護4	12	15	13	13	14	15	25
	要介護5	8	7	4	5	6	6	11
認定者数(A)		210	224	237	240	248	259	387
居宅サービス対象者割合(B)/(A)		75.7%	77.2%	69.2%	72.1%	73.4%	73.7%	74.7%

*各年度の月あたり認定者数から、施設・居住系サービス受給者を差し引いています。



第3章：計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指しています。本村においても、地域共生社会の実現を目指し、山中湖村第5次長期総合計画の健康づくりや高齢者福祉に関する基本目標である「健康で支え合う地域共生社会の形成」を基本理念とし、高齢者福祉施策を展開してきました。

今後も地域で支え合い、地域共生社会の実現を目指すことが重要な視点であることから、また、令和11年度までが計画期間である山中湖村第5次長期総合計画の考え方と整合性を図るため、本計画においてもこれまでの理念を踏襲し、高齢者福祉施策を展開していきます。

健康で支え合う地域共生社会の形成

2. 基本目標

1 安心して暮らせる安らぎのむら

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう、高齢者の生活支援だけでなく、家族介護者の在宅介護を支援する様々な福祉サービスを展開していきます。また、相談支援や地域におけるネットワーク化を充実させることで、「安心して暮らせる安らぎのむら」を実現していきます。

2 身近な場所で介護が受けられる福祉のむら

住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、介護予防・重度化防止の推進や地域支援事業の充実等を図ります。また、ニーズに応じた介護保険サービスの提供を図るとともに、介護給付の適正化への取組を推進することで、持続可能な介護保険サービスの展開を図り、「身近な場所で介護が受けられる福祉のむら」を実現していきます。

3 健やかで生きがいに満ちた健康長寿のむら

高齢者の心身の健康を支え、元気高齢者を増やしていくことができるよう、日頃から健康づくり活動ができるような支援を展開するとともに、高齢者の健康を支える環境整備を図ります。また、心身の健康に寄与する高齢者の生きがいづくりを推進することで、「健やかで生きがいに満ちた健康長寿のむら」を実現していきます。

4 地域全体で支え合う心豊かなむら

地域全体で支え合い、誰もが安心・安全に生活できる環境を実現できるよう、安心・安全な生活環境の整備を図ります。また、地域における支え手の増加を図るとともに、成年後見制度等をはじめとした安心した生活を支援する施策を展開することで、「地域全体で支え合う心豊かなむら」を実現していきます。

3. 施策の体系

基本理念 健康で支え合う地域共生社会の形成

基本目標1 安心して暮らせる安らぎのむら

1. 高齢者支援サービスの充実

- (1) 配食サービス【社会福祉協議会委託・民間事業所委託】
- (2) ふれあいペンダント（緊急通報システム）

2. 在宅生活支援・家族介護支援サービスの充実

- (1) 介護用品（紙おむつサービス）の支給事業【社会福祉協議会委託】
- (2) 訪問理美容サービス【社会福祉協議会委託】
- (3) 外出支援サービス【社会福祉協議会委託】

3. 高齢者の住まいの確保

- (1) 養護老人ホーム等への入所措置

4. 相談支援体制の充実

- (1) 相談援助体制の充実
- (2) 相談窓口の充実
- (3) 苦情処理窓口の周知

5. 地域におけるネットワークの構築

- (1) 関係機関・団体との連携強化
- (2) 総合的な情報ネットワークの構築

基本目標2 身近な場所で介護が受けられる福祉のむら

1. 居宅サービスの充実

- (1) 訪問介護
- (2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
- (3) 訪問看護・介護予防訪問看護
- (4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
- (5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
- (6) 通所介護
- (7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
- (8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
- (9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
- (10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
- (11) 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費
- (12) 住宅改修費・介護予防住宅改修費
- (13) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
- (14) 居宅介護支援・介護予防支援

2. 施設サービスの充実

- (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- (2) 介護老人保健施設（老人保健施設）
- (3) 介護医療院

3. 地域密着型サービス

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (2) 夜間対応型訪問介護
- (3) 地域密着型通所介護
- (4) 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護
- (5) 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
- (6) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
- (7) 地域密着型特定施設入居者生活介護
- (8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (9) 看護小規模多機能型居宅介護
- (10) 必要利用定員総数

4. 市町村特別給付等

5. 介護予防・日常生活支援総合事業

■ 一般介護予防事業

- (1) 介護予防把握事業
- (2) 介護予防普及啓発事業
- (3) 地域介護予防活動支援事業
- (4) 一般介護予防事業施策評価事業
- (5) 地域リハビリテーション活動支援事業

■ 介護予防・生活支援サービス事業

- (1) 訪問型サービス
- (2) 通所型サービス

6. 包括的支援事業

- (1) 介護予防マネジメント事業（介護予防の推進）
- (2) 総合相談・支援事業
- (3) 包括的・継続的マネジメント支援事業
- (4) 在宅医療・介護連携の推進
- (5) 認知症施策の推進
- (6) 生活支援サービスの体制整備
- (7) 地域ケア会議

7. 任意事業

■ 家族介護支援事業

- (1) 介護家族健康教育
- (2) 介護家族健康相談
- (3) 家族介護継続支援事業

■ その他の事業

- (1) 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業

8. 介護給付適正化への取組（介護給付適正化計画）

- (1) 要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）
- (2) ケアプランの点検
- (3) 住宅改修等の点検（住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査）
- (4) 縦覧点検・医療情報との突合
- (5) 介護給付費の通知

基本目標3 健やかで生きがいに満ちた健康長寿のむら

1. 高齢者の健康づくりの推進

- (1) 生活習慣病予防の推進
- (2) 健康相談の充実
- (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

2. 生きがいづくりと社会参加の促進

- (1) 高齢者雇用の促進
- (2) 生涯学習及び世代間交流の充実
- (3) スポーツ・レクリエーション活動の推進
- (4) 地域活動・社会活動への参加の促進

基本目標4 地域全体で支え合う心豊かなむら

1. 安心して暮らせる地域づくりの推進

- (1) ユニバーサルデザインの推進
- (2) 災害時支援体制の整備
- (3) 交通安全対策の充実
- (4) 防犯体制の充実
- (5) 感染症対策の推進

2. 地域福祉の推進

- (1) 地域福祉意識の高揚
- (2) ボランティア活動への支援

3. 成年後見制度の利用促進【成年後見制度利用促進計画】

- (1) 成年後見制度の利用促進

第4章：推進施策

基本目標1 安心して暮らせる安らぎのむら

1. 高齢者支援サービスの充実

ライフスタイルの変化や少子高齢化の進行等に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等の支援が必要な高齢者が増加しています。誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を実現していくためには、高齢者のニーズに応じた生活支援サービスを充実させていくことが重要です。

配食サービスやふれあいペンダント（緊急通報システム）といった支援が必要な高齢者を支えるサービスを展開していくことで、誰もが安心して生活できるまちづくりを推進します。

(1) 配食サービス【社会福祉協議会委託・民間事業所委託】

概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯を対象に、食事づくりが困難な方を対象に、週に2回、昼食を届けています（有料）。食事づくりは食生活改善推進員と民間事業所が行い、作った弁当を民生委員や配食ボランティアが届け、安否確認も同時に行っています。

【施策の方向性】

- ◆ 対象者及び対象者の意向を把握し、適正なサービスの提供を図ります。
- ◆ 高齢者向きの食事メニューを提供し、栄養のバランス、調理方法を学ぶ機会となるよう工夫を凝らし、利用者の健康保持増進を図ります。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配食サービス	延べ配食数 (食/年)	991	1,188	1,474	1,600	1,600	1,600
	配食回数 (回/年)	99	99	98	100	100	100
	実利用者数 (人/年)	21	21	18	21	21	21

(2) ふれあいペンダント（緊急通報システム）

概ね65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者、ひとり暮らしの重度身体障がい者等を対象に、急病や災害等の緊急時に簡単な操作により、安全センター等に通報する機器の設置を無料で行っています。

【施策の方向性】

- ◆ 広報等でのPRや保健師や社会福祉協議会職員との関わりを通じて、当該サービスが必要と思われる方に、サービスの周知を行っていきます。
- ◆ 定例会等を通じて、民生委員等と連携を強化し、地域の日頃からの支援体制を構築していきます。
- ◆ 通報の際の迅速な支援体制を整備します。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ふれあいペンダント	実利用者数 (人/年)	2	3	4	4	4	4

2. 在宅生活支援・家族介護支援サービスの充実

住み慣れた地域で誰もが自分らしい暮らしを実現していくためには、介護される高齢者だけではなく、家族介護者の支援も展開していくことが重要です。また、アンケート調査結果からも、本村では在宅での介護のニーズが高く、在宅での介護を支援するサービスを充実させていくことが必要です。

高齢者の在宅介護を支える様々なサービスを展開していくことで、介護される高齢者も家族介護者も自分らしい暮らしを実現できるまちづくりを推進します。

(1) 介護用品（紙おむつサービス）の支給事業【社会福祉協議会委託】

排泄自立が困難な寝たきりの高齢者、重度身体障がい者（就学時に排泄自立が困難な学童を含む）の方を対象に、申請制度による紙おむつを支給しています。（有料）

【施策の方向性】

- ◆ 介護者の負担軽減のため、利用者のニーズを把握しながら、継続実施していきます。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護用品の支給事業	実利用者数 (人/年)	14	11	7	15	15	15

(2) 訪問理美容サービス【社会福祉協議会委託】

65歳以上の寝たきりの高齢者及び心身の障がいにより、理容店・美容院に出向くことが困難な方を対象に、理美容チームが訪問して、理美容サービスを行っています。(有料)

【施策の方向性】

- ◆ サービスの周知を継続的に行うとともに、ケアマネジャー等を通じて、潜在的な対象者の把握に努めます。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問理美容サービス	延べ利用件数(件/年)	1	5	1	5	5	5
	実利用者数(人/年)	1	1	1	1	1	1

(3) 外出支援サービス【社会福祉協議会委託】

様々な事情により、家庭内で移送することが困難な高齢者や重度の障がい者の方を対象に、医療機関や福祉施設への送迎を実施しています。

【施策の方向性】

- ◆ サービスの趣旨や利用方法等の周知に努め、今後も適正な利用の啓発を行います。
- ◆ 送迎車を運転する人材の確保に努めます。
- ◆ タクシーを含めた一般交通機関の利用が困難な人を対象としているため、元気な高齢者も利用可能な外出支援サービスを検討します。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
外出支援サービス	延べ利用件数(件/年)	0	0	0	22	22	22
	実利用者数(人/年)	0	0	0	4	4	4

3. 高齢者の住まいの確保

住まいは生活基盤の根幹となるものであり、住まいの確保は自分らしい暮らしを実現するために重要な要素であるといえます。しかし、経済的、環境的な理由、又は介護者による虐待により、住まいの確保が難しいこともあります。

養護老人ホーム等への入所措置等の老人保健措置事業を実施することで、高齢者の住まいの確保を図ります。

(1) 養護老人ホーム等への入所措置

経済的、環境的な理由、又は介護者による虐待により、在宅生活を継続することが困難な人を行政の権限により養護老人ホーム等に入所を措置します。

【施策の方向性】

- ◆ 措置が必要な場合には、その方の心身や生活の状況、経済的状況を勘案し、必要とする支援が受けられる適切な施設及び在宅サービスの措置を行います。
- ◆ 本村には当該施設が整備されていないため、今後も全県の施設利用で対応していきます。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
養護老人ホーム	措置件数 (件/年)	0	0	0	0	0	0
軽費老人ホーム	措置件数 (件/年)	0	0	0	2	2	2

4. 相談支援体制の充実

近年福祉ニーズは多様化・複雑化しており、このような福祉ニーズに対応できる相談支援体制を構築していくことが必要です。また、いつでも気軽に相談できる環境の整備とともに、プライバシーに配慮した支援体制の構築も求められています。

相談窓口の資質の向上や相談窓口の充実等を通じて、相談援助体制を整備していきます。

(1) 相談援助体制の充実

関係職員の資質の向上のため、研修会や会議等への積極的な参加を促進し、相談事業の充実を図ります。

【施策の方向性】

- ◆ 専門性を維持・向上できるよう、介護支援専門員の雇用や資格の取得に積極的に取り組んでいきます。

(2) 相談窓口の充実

広報やインターネット等を利用し、地域包括支援センターの総合相談窓口の周知を図り、利用しやすいよう配慮するとともに、相談室の活用など、プライバシーの保護に配慮した取組を推進します。

【施策の方向性】

- ◆ 相談窓口の周知を引き続き図ると共に、利用しやすいの向上やプライバシーの保護に配慮していきます。

(3) 苦情処理窓口の周知

介護保険サービスに関する苦情や申立てに対して、居宅介護支援事業者と連携しながら、申立者や事業者への聴き取りや必要に応じ調査を行い、中立な立場で事実関係を把握し、問題の解決に努める苦情処理窓口の周知を図ります。

【施策の方向性】

- ◆ 広報等を利用し、相談窓口の周知を図り、利用しやすいよう配慮します。

5. 地域におけるネットワークの構築

福祉課題の多様化・複雑化により行政だけでは対応が難しくなっています。サービス提供事業者や福祉関係機関、地域と連携し、高齢者を見守り、支えるネットワーク体制を構築することは、住み慣れた地域で安心して暮らすために重要となります。

関係機関・団体との連携強化や総合的な情報ネットワークの構築等を通じて、地域で高齢者を見守り、支えるネットワークを構築していきます。

(1) 関係機関・団体との連携強化

高齢者に関する保健、医療、福祉サービスを効果的に実施するため、地域のあらゆる分野における関係機関・団体の連携強化を図ります。

【施策の方向性】

- ◆ 地域包括支援センターを中核とし、医療機関、サービス事業所、介護支援専門員等の関係機関との情報交換や連携を図り、介護サービス利用に関する相談から、介護予防・高齢者の生活支援に関する相談等に対し、的確な対応が図れるよう、相談援助体制の機能強化を図ります。
- ◆ 介護と医療の連携会議を開催し、医師や薬剤師、リハビリ職、介護支援専門員等との連携を図ります。
- ◆ 富士北麓地域の会議や研修会の場を活用し、介護支援専門員や介護サービス事業所等とのさらなる連携を強化していきます。
- ◆ 介護支援専門員研修の合同開催や医療と介護の連携に係る打ち合わせ会を通して、近隣市町村やケアマネ事務所との情報共有や連携を図ります。

(2) 総合的な情報ネットワークの構築

関係機関とのネットワークを拡充するとともに連携を強化し、地域包括支援センターに高齢者に関する必要な情報が集約される仕組みのさらなる構築を進めます。また、村内の協力機関（金融機関、商店、観光施設等）と連携し徘徊等で対応が必要な高齢者に関する情報が地域包括支援センターに集約される見守りネットワークを構築しています。

【施策の方向性】

- ◆ 見守りネットワークの活用・強化に努め、高齢者が安心して生活できる地域づくりに取り組みます。

基本目標 2

身近な場所で介護が受けられる福祉のむら

介護保険制度は、市町村等が保険者となって、40歳以上の方が納める保険料と税金で運営され、介護や支援が必要と認定されたときには、費用の1割（ある程度の所得がある方は2割または3割）をサービス事業者を支払って、サービスを利用する平成12年（2000年）4月に開始された社会保障制度です。

介護保険サービスは、要介護者に対するサービス【介護給付】と、要支援者に対するサービス【予防給付】に分かれて提供されています。

また、高齢者が要介護状態等になっても、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるように【地域密着型サービス】が、平成18年度（2006年度）の第3期計画の見直しの際に類型化され、このサービスについては、山中湖村がサービス事業者の指定、指導・監督権限を持っています。

■ 介護保険サービスの概要

	山梨県が指定・監督を行うサービス	山中湖村が指定・監督を行うサービス
介護給付サービス	★居宅サービス <訪問サービス> ○訪問介護 （ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○特定施設入居者生活介護 <通所サービス> ○通所介護（デイサービス） ○通所リハビリテーション <短期入所サービス> ○短期入所生活介護 （ショートステイ） ○短期入所療養介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具購入費 ○住宅改修費	【地域密着型サービス】 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○看護小規模多機能型居宅介護
	★施設サービス ○介護老人福祉施設 ○介護医療院 ○介護老人保健施設	★居宅介護支援
予防給付サービス	★介護予防サービス <訪問サービス> ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防特定施設入居者生活介護 <通所サービス> ○介護予防通所リハビリテーション <短期入所サービス> ○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ○介護予防短期入所療養介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具購入費 ○介護予防住宅改修費	【地域密着型介護予防サービス】 ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
		★介護予防支援

1. 居宅サービスの充実

居宅サービスは、要支援・要介護認定を受けた高齢者が自宅で利用することができるサービスです。アンケート結果からも本村では、在宅介護のニーズが高いため、在宅での生活を支援する介護保険サービスである居宅サービスを充実していく必要があります。

市民ニーズを把握しながら、居宅サービスの充実を図ります。

※サービス名称の前半が“介護予防”となっているものは要支援者を対象としたサービスです。

(1) 訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が在宅を訪問して、入浴、排泄等の身体介護や食事等の家事援助等、日常生活上の介護や援助を行うものです。

【施策の方向性】

- ◆ 住民ニーズを把握しながら、ニーズに応じたサービス提供量の確保に努めます。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問介護	利用量 (回/年)	7,988	8,716	9,636	9,750	10,970	12,191
	利用者数 (人/年)	292	334	408	480	516	552

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

入浴設備を備えた車(入浴車)で、看護職員、介護職員が寝たきりの高齢者等の家庭を訪問して、入浴の介助を行います。

【施策の方向性】

- ◆ 住民ニーズを把握しながら、ニーズに応じたサービス提供量の確保に努めます。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問入浴介護	利用量 (回/年)	135	182	210	194	238	281
	利用者数 (人/年)	22	34	36	36	48	60
介護予防 訪問入浴介護	利用量 (回/年)	0	0	0	0	0	0
	利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
合計	利用量 (回/年)	135	182	210	194	238	281
	利用者数 (人/年)	22	34	36	36	48	60

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

通院困難な利用者に対して、訪問看護ステーション等の看護師、理学療法士、作業療法士等が家庭を訪問し、主治医と連絡を取りながら、療養上の看護を行います。

【施策の方向性】

- ◆ 住民ニーズを把握しながら、ニーズに応じたサービス提供量の確保に努めます。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問看護	利用量 (回/年)	1,760	1,073	1,606	1,470	1,573	1,676
	利用者数 (人/年)	135	120	180	156	168	180
介護予防 訪問看護	利用量 (回/年)	0	0	0	0	0	0
	利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
合計	利用量 (回/年)	1,760	1,073	1,606	1,470	1,573	1,676
	利用者数 (人/年)	135	120	180	156	168	180

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が在宅を訪問して、心身の機能の回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うものです。

【施策の方向性】

- ◆ 住民ニーズを把握しながら、ニーズに応じたサービス提供量の確保に努めます。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問リハビリテーション	利用量(回/年)	713	1,059	1,625	1,692	1,909	2,126
	利用者数(人/年)	40	67	108	108	120	132
介護予防訪問リハビリテーション	利用量(回/年)	0	0	0	0	0	0
	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	0
合計	利用量(回/年)	713	1,059	1,625	1,692	1,909	2,126
	利用者数(人/年)	40	67	108	108	120	132

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が定期的に居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

【施策の方向性】

- ◆ 関係機関との連携を図りながら、円滑なサービス利用につなげていきます。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅療養管理指導	利用者数(人/年)	75	117	168	168	192	216
介護予防居宅療養管理指導	利用者数(人/年)	12	12	12	24	24	24
合計	利用者数(人/年)	87	129	180	192	216	240

(6) 通所介護

介護施設等に通り、入浴、食事の提供等の日常生活上の介護を行うものです。

【施策の方向性】

- ◆ 住民ニーズを把握しながら、ニーズに応じたサービス提供量の確保に努めます。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
通所介護	利用量 (回/年)	5,850	5,462	5,640	5,446	6,139	6,187
	利用者数 (人/年)	475	434	396	456	516	552

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院等医療施設に通り、当該施設において心身機能の維持・回復や日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うものです。

【施策の方向性】

- ◆ 住民ニーズを把握しながら、ニーズに応じたサービス提供量の確保に努めます。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
通所リハビリ テーション	利用量 (回/年)	2,085	1,869	1,920	2,089	2,248	2,341
	利用者数 (人/年)	293	283	288	300	324	336
介護予防 通所リハビリ テーション	利用者数 (人/年)	53	39	24	48	48	48
合計	利用量 (回/年)	2,085	1,869	1,920	2,089	2,248	2,341
	利用者数 (人/年)	346	322	312	348	372	384

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等老人福祉法に規定する短期入所施設に短期間入所し、当該施設において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の介護、機能訓練を行うものです。

【施策の方向性】

- ◆ 住民ニーズを把握しながら、ニーズに応じたサービス提供量の確保に努めます。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
短期入所 生活介護	利用量 (日/年)	2,040	1,813	1,151	1,619	1,721	1,822
	利用者数 (人/年)	243	196	144	168	192	216
介護予防 短期入所 生活介護	利用量 (日/年)	0	58	0	0	0	0
	利用者数 (人/年)	0	6	0	0	0	0
合計	利用量 (日/年)	2,040	1,871	1,151	1,619	1,721	1,822
	利用者数 (人/年)	243	202	144	168	192	216

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設（老健）等に短期間入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練その他の必要な医療及び日常生活上の介護を行うものです。

【施策の方向性】

◆ 住民ニーズを把握しながら、ニーズに応じたサービス提供量の確保に努めます。

※介護老人保健施設、療養病床を有する病院若しくは診療所、介護医療院の合計です。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
短期入所 療養介護	利用量 (日/年)	104	32	36	0	0	0
	利用者数 (人/年)	12	9	12	0	0	0
介護予防 短期入所 療養介護	利用量 (日/年)	0	0	0	0	0	0
	利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
合計	利用量 (日/年)	104	32	36	0	0	0
	利用者数 (人/年)	12	9	12	0	0	0

(10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活上の便宜を図るため、あるいは、機能訓練等のために福祉用具の貸与を行います。

【施策の方向性】

◆ ケアプランチェック等を通じて、適正な用具の選定や提供が行われるよう努めます。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
福祉用具貸与	利用者数 (人/年)	942	931	948	1,008	1,044	1,068
介護予防 福祉用具貸与	利用者数 (人/年)	160	164	132	192	192	204
合計	利用者数 (人/年)	1,102	1,095	1,080	1,200	1,236	1,272

(11) 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

貸与になじまない用具（例えば、入浴または排泄の用に供する福祉用具等（特殊尿器等））を利用者が購入したときに、その費用の9割相当額を償還払いで支給します。

【施策の方向性】

- ◆ 介護支援専門員等と連携し、利用者に必要なサービスが提供されるように努めます。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定福祉用具購入費	利用者数(人/年)	11	18	8	20	20	20
特定介護予防福祉用具購入費	利用者数(人/年)	2	2	3	4	4	4
合計	利用者数(人/年)	13	20	11	24	24	24

(12) 住宅改修費・介護予防住宅改修費

日常生活の自立を助けるため、手すりの取り付けや引き戸等への扉の取り替え、段差解消等住宅改修に対して、その費用を償還払いによって給付することで、在宅の介護を支援するものです。

【施策の方向性】

- ◆ 介護支援専門員等と連携し、利用者に必要なサービスが提供されるように努めます。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修費	利用者数(人/年)	4	8	11	20	20	20
介護予防住宅改修費	利用者数(人/年)	3	4	2	4	4	4
合計	利用者数(人/年)	7	12	13	24	24	24

(13) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）等に入所している要介護者等について、計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の介護、機能訓練及び療養上の介護を行うものです。

【施策の方向性】

- ◆ 住民ニーズを把握しながら、施設の必要性について検討します。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
特定施設入居者 生活介護	利用者数 (人/年)	0	0	0	36	36	36
介護予防特定施設 入居者生活介護	利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数 (人/年)	0	0	0	36	36	36

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、介護支援専門員（ケアマネジャー）が在宅で介護を受ける方の心身の状況や希望等を踏まえ、自立した日常生活の支援を効果的に行うために、継続的かつ計画的に介護サービスに関する計画（居宅介護サービス計画）を作成し、これらが確実に提供されるよう介護サービス提供機関との連絡調整等を行うものです。

介護予防支援は、利用者の状態に適したサービスが確実に提供されるよう、地域包括支援センターにより作成された介護予防サービス計画に基づき、サービス事業者等との連絡調整等を行うものです。

【施策の方向性】

- ◆ 適正かつ効果的なケアマネジメントが行われるよう努めます。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護支援	利用者数 (人/年)	1,285	1,300	1,368	1,452	1,500	1,536
介護予防支援	利用者数 (人/年)	180	179	144	216	216	228
合計	利用者数 (人/年)	1,465	1,479	1,512	1,668	1,716	1,764

2. 施設サービスの充実

施設サービスは、介護保険施設に入居して受けるサービスです。在宅での介護ニーズが高い一方で、在宅での介護が難しい場合においては、施設サービスを充実させていく視点も必要となります。住民ニーズを把握しながら、施設サービスの充実を図っていきます。

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設では入所者に、施設サービス計画に基づいて、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行います。

【施策の方向性】

- ◆ 適正な整備量と配置に配慮しつつ、住民ニーズを把握しながら、必要なサービス量が確保できるよう関係機関との連携を図ります。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設	利用者数 (人/年)	157	179	168	180	204	228

(2) 介護老人保健施設（老人保健施設）

介護老人保健施設では、入所者に、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他の必要な医療並びに日常生活上の世話をを行います。

【施策の方向性】

- ◆ 適正な整備量と配置に配慮しつつ、住民ニーズを把握しながら、必要なサービス量が確保できるよう関係機関との連携を図ります。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人保健施設	利用者数 (人/年)	296	300	384	396	432	468

(3) 介護医療院

介護医療院は、今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護施設で、要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供します。

【施策の方向性】

- ◆ 適正な整備量と配置に配慮しつつ、住民ニーズを把握しながら、必要なサービス量が確保できるよう関係機関との連携を図ります。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護医療院	利用者数 (人/年)	34	36	36	48	60	60

3. 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を支えるため、居住している市町が指定・監督を行うサービスです。地域で自分らしい暮らしを実現していくためには、地域密着型サービスの充実が重要であるといえます。

住民ニーズを把握しながら、地域密着型サービスの充実を図ります。

■ 地域密着型サービスの種類

サービス名称	対象者		サービス内容
	要介護者	要支援者	
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	×	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行う
②夜間対応型訪問介護	○	×	夜間の定期的巡回や、夜間に通報を受けた場合に、訪問介護を実施
③地域密着型通所介護	○	×	利用定員18人以下の通所介護
④認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)	○	○	認知症の人に対応したメニューで実施する通所介護(デイサービス)
⑤小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)	○	○	29人以下が登録し、様態に応じて18人以下が通い(デイサービスや訪問介護)、9人以下が泊まり(ショートステイ)のサービスを実施
⑥認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護)	○	○	1ユニット9人以下の認知症の人だけのケア付き住宅(グループホーム)
⑦地域密着型 特定施設入居者生活介護	○	×	29人以下が入所できる小規模の介護専用型特定施設(有料老人ホーム等)
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○	×	29人以下が入所できる小規模の特別養護老人ホーム
⑨看護小規模多機能型居宅介護	○	×	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、介護と看護のサービスの一体的な提供を行う

■ 地域密着型サービスと居宅・施設サービスの特徴

相違点	地域密着型サービス・ 地域密着型介護予防サービス	居宅サービス・ 施設サービス
利用可能な人	原則として、その市町村の被保険者のみが利用	他市町村の被保険者でも利用可能
事業者に対する権限	市町村が指定、指導、監督等を実施	県が指定、指導、監督等を実施
定員などの基準や報酬単価の設定	地域の実情に応じた基準や報酬単価を市町村が決定	全国一律の基準や報酬単価を適用
計画値の設定 (計画書への掲載単位)	日常生活圏域ごとに計画値を掲載	市町村単位で一括して目標値を掲載
設定の在り方	公平・公正の観点から、地域住民や保健医療福祉関係者等で構成される「介護保険運営協議会」における審議を要する。	

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護者宅へ定期的な巡回訪問や随時通報により要介護者宅へ訪問し、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の世話をを行います。また、医師の指示により、看護師等が要介護者宅で療養上の世話または診療の補助を行います。

【施策の方向性】

- ◆ 住民ニーズを把握しながら、今後のサービス提供について検討します。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0

(2) 夜間対応型訪問介護

在宅でも、夜間を含めた24時間を安心して生活できることを目的に、定期的な巡回訪問及び通報等による随時対応により、要介護者の在宅でのケアを行うものです。

【施策の方向性】

- ◆ 住民ニーズを把握しながら、今後のサービス提供について検討します。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
夜間対応型 訪問介護	利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0

(3) 地域密着型通所介護

利用定員18人以下の小規模の介護施設等に通い、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。

【施策の方向性】

- ◆ 住民ニーズを把握しながら、ニーズに応じたサービス提供量の確保に努めます。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型通所介護	利用量(回/年)	2,803	2,038	2,768	3,266	3,266	3,400
	利用者数(人/年)	266	224	288	360	360	372

(4) 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

認知症のある要介護者に対し、認知症専用単独型や認知症併設型のデイサービスセンターにおいて、入浴、排泄、食事等の介護、及びその他の日常生活上の世話や機能訓練を行うものです。

【施策の方向性】

- ◆ 住民ニーズを把握しながら、ニーズに応じたサービス提供量の確保に努めます。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型通所介護	利用量(回/年)	0	0	0	0	0	0
	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	利用量(回/年)	0	0	0	0	0	0
	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	0
合計	利用量(回/年)	0	0	0	0	0	0
	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	0

(5) 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

在宅における生活の継続支援を目的に、通いを中心として要介護者の様態や希望に応じて、随時、訪問や泊まりを組み合わせる日常生活上のケアを行うものです。

【施策の方向性】

- ◆ 住民ニーズを把握しながら、今後のサービス提供について検討します。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
小規模多機能 型居宅介護	利用者数 (人/年)	3	0	0	0	0	0
介護予防 小規模多機能 型居宅介護	利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数 (人/年)	3	0	0	0	0	0

(6) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の状態にある要介護者が5～9人で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護スタッフによる食事、入浴、排泄等日常生活の支援や機能訓練を受けます。

【施策の方向性】

- ◆ 住民ニーズを把握しながら、今後のサービス提供について検討します。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
認知症対応型 共同生活介護	利用者数 (人/年)	83	92	72	84	84	84
介護予防 認知症対応型 共同生活介護	利用者数 (人/年)	0	3	0	0	0	0
合計	利用者数 (人/年)	83	95	72	84	84	84

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

入居者が要介護者とその配偶者に限定されている、定員29人以下の有料老人ホーム等に入所している要介護者に対してケアを行うものです。

【施策の方向性】

- ◆ 住民ニーズを把握しながら、今後のサービス提供について検討します。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型 特定施設 入居者生活介護	利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0

(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うものです。

【施策の方向性】

- ◆ 住民ニーズを把握しながら、今後のサービス提供について検討します。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型介護 老人福祉施設 入所者生活介護	利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0

(9) 看護小規模多機能型居宅介護

要介護者に対して、訪問看護と小規模多機能型居宅介護と訪問介護等を組み合わせて一体的に提供することにより、効果的かつ効率的となるサービスを行います。

【施策の方向性】

- ◆ 住民ニーズを把握しながら、今後のサービス提供について検討します。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
看護小規模多機能型居宅介護	利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0

(10) 必要利用定員総数

地域密着型サービスにかかる必要利用定員総数を定めます。計画値は以下のとおりです。

	第9期 計画値		
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護	9	9	9
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0

4. 市町村特別給付等

市町村特別給付及び保健福祉事業は、介護保険法で定めるサービス以外に、条例で定めることにより、村独自のサービスや保健福祉事業（横だしサービス）、支給限度額の増額（上乘せサービス）を行うもので、費用の全額は第1号被保険者の保険料で賄うことになっています。

本村では市町村特別給付として、第8期事業計画から要介護・要支援認定者を対象としたタクシー利用料金の一部を助成する事業を実施してきました。第9期計画期間中も本事業を継続していきます。

■ 市町村特別給付・保健福祉事業のイメージ

支給限度額の増額 (上乘せサービス)	
介護保険法で定めるサービス (介護保険サービス、地域支援事業)	村独自のサービス・保健福祉事業 (横だしサービス)

また、補足給付として、高額介護(予防)サービス費、特定入所者介護(予防)サービス費、高額医療合算介護(予防)サービス費があります。

高額介護(予防)サービス費は、介護保険において、要介護者等が1か月に支払った介護サービス費用の利用者負担額（1～3割）が、世帯の合計額で一定の上限額を超えたときに、その超えた部分について支給される給付です。所得区分によって3段階に分けて限度額が設定されていますが、福祉用具購入・住宅改修費の1～3割負担や施設サービス等での食費・居住費、その他の日常生活費等は含みません。

特定入所者介護サービス費は、介護保険の施設サービスなどの居住費・食費が低所得者の方に過重な負担とならないよう、所得に応じた利用者負担限度額を設け、その限度額を超える差額を保険給付するものです。

また、高額医療合算介護(予防)サービス費は、医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減するため、限度額を設け、その限度額を超える差額を保険給付するものです。

5. 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者及び事業対象者の多様な生活支援ニーズに対応するため、従来の指定事業者によるサービスは継続しつつ、地域住民が主体となって運営する基準を緩和したサービスを実施します。

一般介護予防事業では、第1号被保険者すべてを対象に支援を必要とする高齢者を把握するための介護予防把握事業や介護予防普及啓発事業、住民主体の介護予防活動の育成・支援等を実施します。

■ 一般介護予防事業

(1) 介護予防把握事業

介護予防の対象となる、要支援、要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者に対し、様々な機会を捉えた実態把握により、総合事業の該当者を把握します。

【施策の方向性】

- ◆ 関係機関と連携して介護予防事業対象者を把握し、適切な介護予防事業への参加を推進します。
- ◆ 個人情報保護の観点に留意し、介護予防ケアマネジメントや事業実施の際に活用することについて同意を得ながら、対象者把握を行います。

(2) 介護予防普及啓発事業

すべての第1号被保険者（65歳以上）を対象に、寝たきりや閉じこもり防止、認知症等の悪化防止を目的として、65歳以上の方を対象に集団形式の教室を実施します。運動教室においては、運動指導士による指導も実施しています。

【施策の方向性】

- ◆ 介護予防一般高齢者教室（元気教室・フレイル予防教室）を実施します。
- ◆ 多様な組織を通じて、積極的に情報提供を行い、健康教育の機会を充実します。
- ◆ 健康教育に参加していない高齢者への効果的な普及について研究・検討していきます。
- ◆ 県のモデル事業の利用や有識者による講演会や介護予防の情報提供を充実し、基本的な知識の普及啓発に努めます。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防 一般高齢者 教室	実施回数 (回/年)	92	96	95	50	50	50
	延べ参加者数 (人/年)	1,006	1,092	1,053	800	800	800

(3) 地域介護予防活動支援事業

高齢者を対象に、介護が必要な状態にならないように予防し、高齢者の生活の質を高めることを目的に、地域における自主的な活動組織を育成し、介護予防活動の拡大を支援する事業です。また、介護予防に関するボランティア等の人材育成のための研修なども実施します。

【施策の方向性】

- ◆ 地域における介護予防支援のために積極的な活用を図れることを目的とし、ボランティアや地域活動組織などに対し、研修を実施します。
- ◆ ボランティアや地域活動組織の積極的な活用のために、介護予防事業との有機的な連携に努めます。

(4) 一般介護予防事業施策評価事業

一般介護予防事業参加者を対象に、地域支援事業の介護予防効果・経済効果に関するデータの測定・解析を行い、一次予防事業を総合的に評価する事業です。

【施策の方向性】

- ◆ 年度ごとに、事業の実施過程等に係る指標を中心に事業評価を実施するとともに、その結果を次年度の事業に反映させます。

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取組を強化するため、住民主体の通いの場、事業所等にリハビリテーション専門職等を派遣する事業です。専門職の活用により、高齢者の介護予防に対する意識の向上、生活機能の維持・向上等が期待できます。

【施策の方向性】

- ◆ 専門職が通所事業や訪問事業に定期的に関与することにより、日常生活に支障のある生活行為を改善するための効果的な運動プログラムの提案、介護職等への助言等を実施し、通所や訪問における自立支援に資する取組を促します。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
専門職派遣	件数 (件/年)	3	6	10	15	15	15

■ 介護予防・生活支援サービス事業

(1) 訪問型サービス

要支援者等に対する従来の訪問介護相当のサービスで、ホームヘルパーなどによる身体介護や、清掃・洗濯などの生活援助等の日常生活上の支援を行うサービス事業です。

自立のための介護予防ケアマネジメントにより身体介護を伴う相当サービスと生活援助のみの基準を緩和したサービス、及び自主活動として生活援助を行うサービスを実施します。

【施策の方向性】

- ◆ 基本チェックリスト等により、事業対象者等を把握し、関係機関と連携しながら適切な介護予防事業への参加を推進します。
- ◆ 住民主体となる自主活動のサービスの提供体制の確保に努めます。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問型 サービス	延べ利用者数 (人/年)	49	69	50	42	44	45

(2) 通所型サービス

要支援者等に対する従来の通所介護相当のサービスで、自立のための機能訓練等日常生活上の支援を提供します。自助・互助を重視し、地域の居場所への移行を目指します。

【施策の方向性】

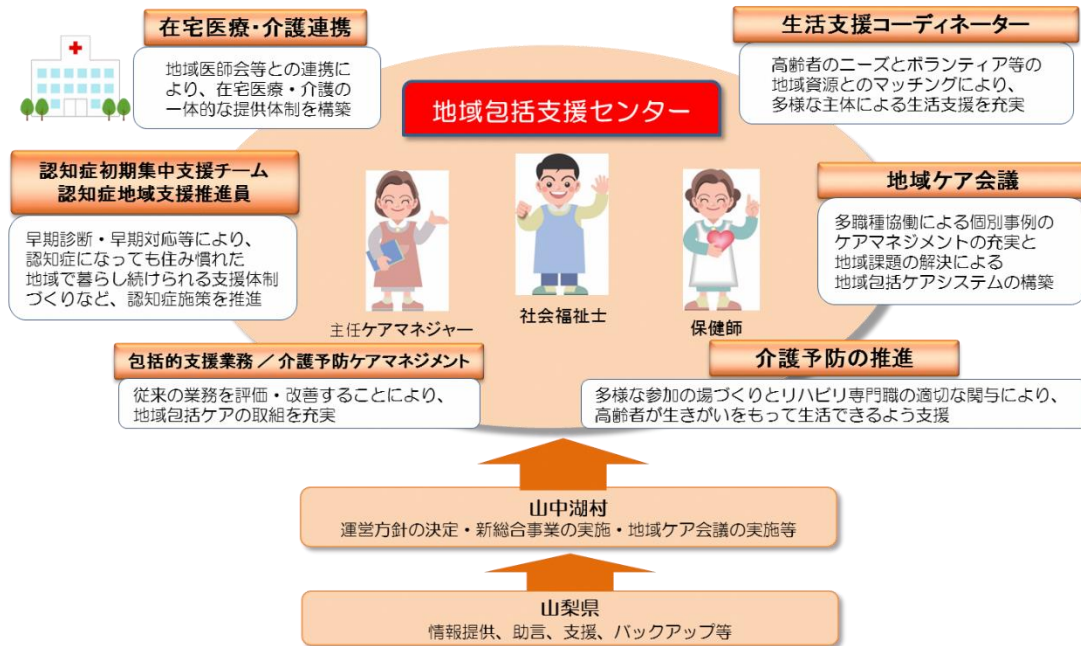
- ◆ 基本チェックリスト等により、事業対象者等を把握し、関係機関と連携しながら適切な介護予防事業への参加を推進します。
- ◆ 住民主体となる自主活動のサービスの提供体制の確保に努めます。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
通所型 サービス	延べ利用者数 (人/年)	69	52	22	83	87	90

6. 包括的支援事業

総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援等の各業務を地域包括支援センターにおいて実施しています。また、在宅医療・介護連携の推進や認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備に関しても取り組んでいます。

■ 地域包括支援センターの機能強化（イメージ）



(1) 介護予防マネジメント事業（介護予防の推進）

介護予防・日常生活支援総合事業対象者から要介護状態等になる前までの高齢者を対象に、要支援・要介護状態の発生や重度化を予防し、生活機能の維持・向上を図るため、連続性・一貫性を持った介護予防マネジメントを行います。さらに、介護予防事業を実施することにより、マネジメントから実施、アセスメントに至るまで一貫した専門的、効果的、効率的な介護予防を推進します。

- ◎ 介護予防・日常生活支援総合事業対象者の把握
(介護予防健診・要介護認定者等非該当者・関係機関からの連絡・実態把握)
- ◎ 介護予防の一貫したアセスメント及び事業の評価
- ◎ 要支援者に対するケアプランの調整、作成委託

【施策の方向性】

- ◆ 地域包括支援センターにおいて、介護予防事業の実施が必要な一人ひとりに応じたケアプランの作成と事業の実施、実施後の評価を行い、高齢者の自立保持につなげます。
- ◆ 各運動教室の対象者に関して、団塊の世代の人が85歳になる以前に把握できるよう、現在、85歳以上を対象に実施している実態調査の対象年齢を繰り下げて、80歳以上で把握できるよう順次実施していきます。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護予防ケア マネジメント	件数 (件/年)	72	59	43	40	38	36

(2) 総合相談・支援事業

地域の高齢者を対象とした総合相談支援事業／権利擁護事業は、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を可能とするため、①地域における様々な関係者とのネットワーク構築、②ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握、③サービスに関する情報提供等の初期相談対応や継続的・専門的な相談支援（支援方針に基づく様々なサービス等の利用へのつなぎ）、④権利擁護の観点からの対応が必要な人への対応などの支援を行うものです。

- ◎ 地域における様々な関係者とのネットワーク構築
- ◎ ネットワークを通じた、高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握
- ◎ サービスに関する情報提供等の、初期相談対応や、継続的・専門的な相談支援
- ◎ 特に権利擁護の観点からの対応が必要な者への支援

【施策の方向性】

- ◆ サービス提供機関や専門相談機関等からなる総合相談支援業務に必要なネットワークを構築し、相談への初期対応と、課題を明確にした継続的、専門的相談を実施します。
- ◆ 成年後見制度の活用や、虐待、困難事例への対応を図り、高齢者の権利を擁護します。
- ◆ 山中湖村虐待対応マニュアルに従い、虐待されている高齢者の早期発見・早期対応を行います。
- ◆ 高齢者が安心して生活できる見守りネットワークの構築を図ります。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見守り ネットワーク 登録事業所	登録件数 (件/年)	28	29	29	30	30	30

(3) 包括的・継続的マネジメント支援事業

高齢者・介護家族を対象に、主治医・ケアマネジャーなどとの多職種協働や、地域の関係機関との連携を通じてケアマネジメントの後方支援を行うことを目的として、地域のケアマネジャー等に対する個別相談窓口の設置によるケアプラン作成技術の指導等日常的個別指導・相談、支援困難事例への指導助言等、医療機関、関係施設、ボランティアなど地域における様々な社会資源との連携・協力体制の整備など、包括的・継続的なケア体制の構築等を行うものです。

- ◎ 相談窓口の開設による介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援
- ◎ 支援困難事例への対応
- ◎ 地域の関係機関との連携
- ◎ 研修によるケアマネジメントの資質向上

【施策の方向性】

- ◆ 地域包括支援センターの介護支援専門員（ケアマネジャー）を中心に、地域の関係機関等との連携のもとに、包括的・継続的なケアマネジメントを実施します。
- ◆ ケアプランの作成技術指導や事例検討会などを通じて、地域のケアマネジャーに対する日常的個別指導・相談業務を実施します。
- ◆ 地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例について、関係機関の連携のもと指導、助言等を行います。
- ◆ 施設、在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、地域のケアマネジャーと関係機関の間の連携を支援します。
- ◆ 地域のケアマネジャーの日常的な業務の円滑な実施を支援するため、ケアマネジャー相互の情報交換等を行う場を設定するなど、ケアマネジャーのネットワークを構築します。
- ◆ 予防給付に関するケアマネジメント及び介護予防事業に関するケアマネジメント相互の連携を図ります。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

高齢者一人ひとりの状況に応じた適切なサービス提供につなげるため、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護サービスの提供を行うことができるよう、地域の関係機関の連携体制の構築を図るものです。

- ◎ 地域の医療・介護サービス資源の把握
- ◎ 在宅医療・介護連携の課題と抽出の対応の協議
- ◎ 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築推進
- ◎ 在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援
- ◎ 在宅医療・介護関係者の研修
- ◎ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ◎ 地域住民への普及啓発
- ◎ 二次医療圏内・関係市町村の連携

【施策の方向性】

- ◆ 在宅医療と介護サービスを一体的に提供できる体制づくりを目指した在宅医療・介護連携推進事業（地域支援事業）に取り組むため、医療関係者・介護サービス事業者等とともに事業の実施に向けて取り組みます。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
医療関係者・ 介護サービス 事業者等との 協議	協議回数 (回/年)	1	1	1	1	1	1

(5) 認知症施策の推進

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族への早期に関わる支援体制を確立します。平成27年度から包括支援事業に位置づけられています。

- ◎ 認知症初期集中支援チーム^{※1}の稼働
- ◎ 認知症地域支援推進員^{※2}の稼働
- ◎ 認知症ケアパス^{※3}の周知

※1 認知症初期集中支援チーム … 複数の専門職が、認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

※2 認知症地域支援推進員…認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。

※3 認知症ケアパス…認知症の人とその家族が、地域の中で本来の生活を営むために、認知症の人と家族及び地域・医療・介護の人々が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組みを指します。

【施策の方向性】

- ◆ 認知症初期集中支援チームによる早期の継続的・包括的な支援を、認知症地域支援推進員等の各支援機関との相互の連携のもと、実施していきます。
- ◆ 増加が見込まれる認知症高齢者に適切に対応するため、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れ（認知症ケアパス）を確立しながら、関係機関との連携のもと、早期診断及び対応可能な本人及び家族への支援体制の充実を図ります。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
認知症初期集中 支援チームでの 協議	協議回数 (回/年)	1	2	0	2	2	2

(6) 生活支援サービスの体制整備

コーディネーターの配置等を通じて地域で高齢者のニーズとボランティア等のマッチングを行うことにより、生活支援の充実の実現を目指します。平成27年度から包括支援事業に位置づけられています。平成28年度には、新たに「生活支援協議体」を発足し、積極的な活動を行っています。

- ◎ 生活支援コーディネート機能の充実
- ◎ 協議体の活用

【施策の方向性】

- ◆ 協議体を活用し、高齢者や障がい者等、地域社会とのつながりや支援が必要な方々を地域で見守り、支え合える体制づくりを担う人材の育成に努めます。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活支援協議 体の活動回数	活動回数 (回/年)	3	4	3	4	4	4

(7) 地域ケア会議

医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、ケアマネジャーの自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めるため、地域包括支援センターが主体となって地域ケア会議を開催します。地域ケア会議は、第6期より介護保険制度の地域支援事業に位置づけられています。

- ◎ 地域支援ネットワークの構築
- ◎ 高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援
- ◎ 地域課題の把握

【施策の方向性】

- ◆ 多職種と連携し、地域課題の発掘に向けて取り組んでいきます。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域ケア会議	回数 (回/年)	10	11	13	13	13	13

7. 任意事業

地域支援事業の理念にかなった事業を、地域の実情に応じ、市町村独自の発想や創意工夫を活かした形態により実施する事業です。

■ 家族介護支援事業

(1) 介護家族健康教育

介護家族を対象に、介護者に発生しやすい健康上の問題について、一般的な知識や体操等を指導することで、介護者の健康の保持・増進を目的に実施します。

【施策の方向性】

- ◆ 山中湖村社会福祉協議会と連携を図りながら、地域の実情に応じた介護家族健康教育を実施します。

(2) 介護家族健康相談

介護家族を対象に、介護者に対して、心身の健康に関する指導及び助言を行い、介護者の健康の保持・増進を目的に実施します。

【施策の方向性】

- ◆ 山中湖村社会福祉協議会と連携を図りながら、地域の実情に応じた介護家族健康相談を実施します。

(3) 家族介護継続支援事業

介護家族を対象に、介護による家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するための事業を実施します。

【施策の方向性】

- ◆ 地域の実情に応じた家族介護継続支援事業を実施します。

■ その他の事業

(1) 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業

認知症対応型共同生活介護事業所（認知症グループホーム）を利用する低所得の方に対し、家賃及び食材料費の負担軽減事業を実施します。

【施策の方向性】

- ◆ 認知症グループホームを利用する低所得者の経済的負担軽減及び地域密着型事業所の有効活用を図るため、継続して実施していきます。

8. 介護給付適正化への取組（介護給付適正化計画）

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

介護給付の適正化のために保険者である本村が行う適正化事業は、高齢者等が、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用するために、保険者が本来発揮すべき保険者機能です。そのため、本村では介護給付適正化計画を第9期介護保険事業計画に合わせて策定し、PDCAサイクルに基づいて実施することで、保険者の責任において費用の適正化を図ります。

適正化事業の実施主体は保険者ですが、適正化事業の推進に当たっては、広域的視点から保険者を支援する山梨県、国保連介護給付適正化システムにより適正化事業の取組を支える山梨県国民健康保険団体連合会と現状認識を共有し連携して取り組みます。

必要な給付を適切に提供し、山梨県の介護給付適正化計画との整合性を図るため、以下の5事業を実施します。

（1）要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）

保険者が居宅介護支援事業所等へ委託している認定調査及び直営で行う認定調査について、保険者による事後点検等を実施します。また、認定調査項目別の選択状況等について、業務分析データや、合議体間の二次判定の軽重度変更率の差等の分析等を行い、格差是正等に向けた取組を実施します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定調査・点検実施率	100%	100%	100%

（2）ケアプランの点検

居宅介護支援事業所等を対象に、利用者の自立支援に資する適切なケアプランが作成されているか、プランの確認・検討を行います。基本となる事項を介護支援専門員と確認しながら、利用者に見合ったアセスメントによる気づき、適切な介護サービスを確保し、ケアマネジメントの質の向上に取り組んでいきます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプラン点検実施件数	40件	40件	40件

(3) 住宅改修等の点検（住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査）

住宅改修の点検は、理由書や見積書・写真等から判断して行いますが、事前審査と完了審査の書類等に疑義が生じた場合には、現地調査を行い、利用者の身体の状態に見合った適切な工事への改善指導を行います。

福祉用具利用者に対するケアプラン点検を行い、福祉用具購入の必要性や利用状況等を確認します。また、軽度者の福祉用具貸与についても、ケアプラン点検及び主治医意見書等の確認を行い、利用者に必要なか確認をします。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修の点検	書面点検	全件	全件	全件
	現地調査	全件	全件	全件

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

国保連介護給付適正化システムによる縦覧点検や医療情報との突合情報から、介護報酬の不適正・不正な請求を発見し、給付の適正化を図ります。介護保険制度の信頼性向上のために、国保連のデータを活用して複数月にまたがる請求明細書の内容を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行い、不適正な請求と認められた場合には、介護報酬の返還を求めます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定調査・点検実施回数	1回	1回	1回

(5) 介護給付費の通知

サービスの適正な利用、給付費の適正化に向けて、年2回、6か月分の利用状況を本人又は家族に通知します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付明細発送回数	2回	2回	2回

基本目標3 健やかで生きがいに満ちた健康長寿のむら

1. 高齢者の健康づくりの推進

高齢者が心身ともに健康であることは、介護予防や重度化防止へとつながるため、元気な高齢者を増やしていくための基盤になるといえます。そのためには、高齢者が日々の健康づくり活動を主体的に行えるような支援を展開するとともに、疾病予防等の健康を支援する取組を推進することが重要です。

生活習慣病の予防や各種健診の実施、健康相談の充実等を通じて、高齢者の健康づくりを推進していきます。

(1) 生活習慣病予防の推進

住民の生活習慣病を予防する各種事業の実施及び充実を図ります。

【施策の方向性】

- ◆ 各医療保険者により特定健康診査・保健指導が実施されます。国民健康保険加入者は村で実施し、生活習慣の改善の必要な場合、積極的に介入していきます。また、後期高齢者の健康診査は、山梨県後期高齢者医療広域連合の委託を受けた村が実施し、糖尿病等の生活習慣病を早期発見し、医療へつなげていきます。
- ◆ 健診結果説明会や健康教室を実施し、生活習慣の改善や病気の早期発見・早期治療に向けた取組を行います。
- ◆ 地区医師会や国保連等と連携して糖尿病重症化予防事業を実施し、適正な医療管理へとつなげられるよう努めます。
- ◆ 各種がん検診を実施し、医療費を高額にしているがんの早期発見・早期治療への支援を行っていきます。また、70歳以上の村民のがん検診受診料を、5種類のがん検診は無料、その他のがん検診は500円とし、受診しやすい体制の構築に努めています。

(2) 健康相談の充実

保健師・歯科衛生士・管理栄養士等の専門職による健康相談を実施します。

【施策の方向性】

- ◆ 加齢による身体機能や生活機能の低下を抑え、疾病の予防と早期発見及び健康づくりのため、健診結果説明会等の高齢者が集まる機会を有効的に活用して、保健師・歯科衛生士・管理栄養士等による個別健康相談の充実を図ります。

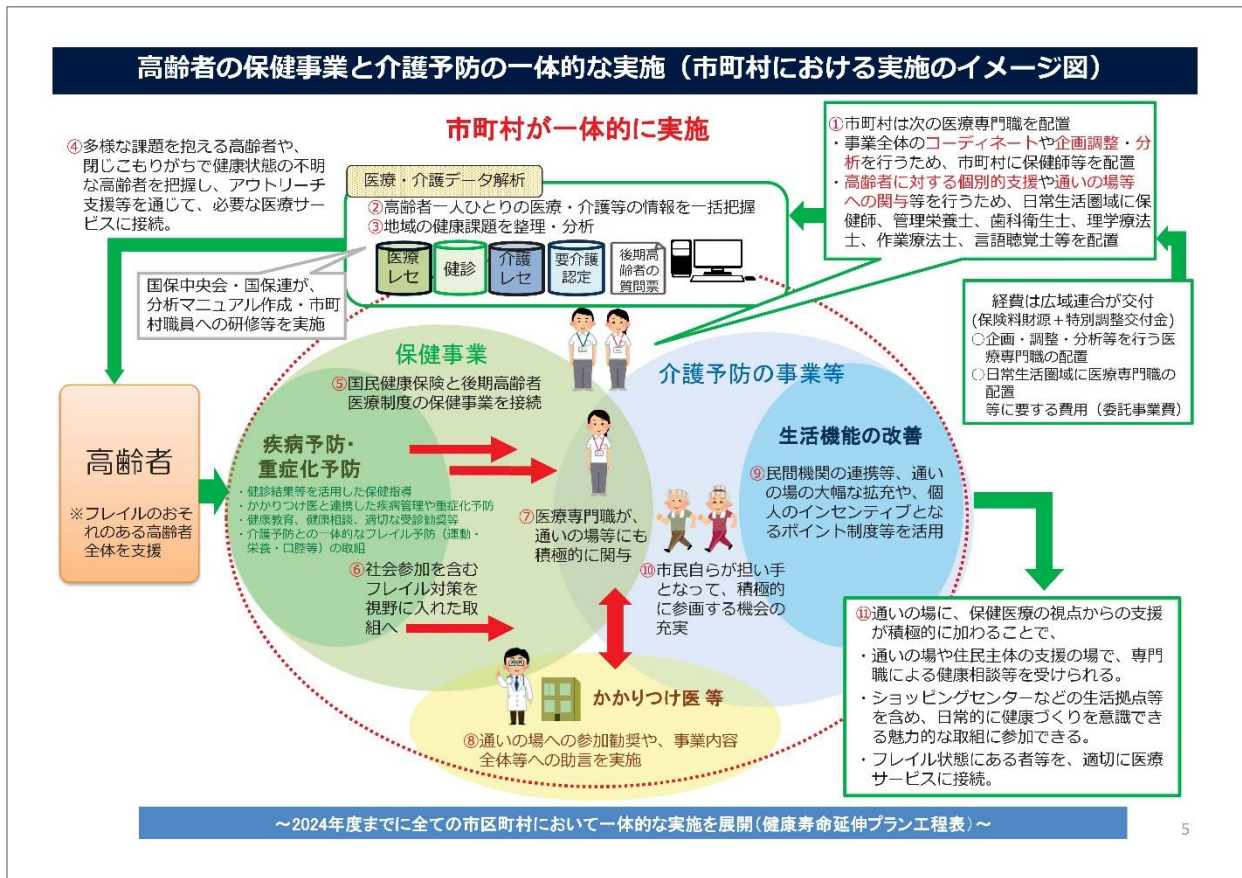
(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

国保データベースシステムの活用などにより、高齢者一人ひとりの健康状態や受診状況等を把握することで、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施します。

【施策の方向性】

- ◆ 高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施していくため、後期高齢者の保健事業について、後期高齢者医療広域連合と本村の連携内容を明示し、本村において、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施していく体制を充実させます。

■ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施のイメージ図



資料：『高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について』（厚生労働省）（令和2年）

2. 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者が生きがいを持って生活し、社会参加することは、心身の健康に大きく寄与するとともに、高齢者にとって地域における居場所や役割を持つことにもつながります。

高齢者の雇用の促進や居場所づくり、スポーツ・文化活動への支援を展開することで、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進していきます。

(1) 高齢者雇用の促進

高齢者のシルバー人材センターへの加入促進を図るとともに、事業の拡大のため、村内事業所等へ受注できる仕事の内容等のPRの充実に努めます。また、団塊の世代が高齢期を迎えたことを踏まえ、高齢者の技能や経験を生かした仕事を提供するシルバー人材センターの活動について周知を図り、適切な運営が行われるよう支援していくとともに、広報等を通じて村民のシルバー人材センターへの加入促進に努めるとともに、シルバー人材センターの事業拡大のため、より多くの村内事業者等が認知し、活用できるよう、広報誌やホームページ等でシルバー人材センターの内容等のPRに努めます。さらに、県や関係機関とともに、定年の延長や継続雇用の促進など、企業・事業所側の意識改革の啓発に努めます。

【施策の方向性】

- ◆ 高齢者の雇用が促進されるよう、シルバー人材センターへの支援や企業・事業所への啓発等を行っていきます。

(2) 生涯学習及び世代間交流の充実

変化する高齢者のニーズに素早く応じられるよう、ライフステージに応じた体系的な生涯学習や地域に昔から伝えられている行事や文化の伝承を通じた世代間交流事業を展開していきます。

【施策の方向性】

- ◆ 住民の生活課題や趣味、学習ニーズに応じた講座等の充実に努めます。
- ◆ 保育所のお遊戯会、ふれあい農園、団子づくり、長寿会スポーツ大会など、保育所や学校教育との連携により、地域の世代間交流に努めます。

(3) スポーツ・レクリエーション活動の推進

体力づくり、仲間づくり、生きがいづくりのために、地域包括支援センター等で色々な教室を開催し、保健師等と協力して健康づくりを推進していきます。

生活の中に運動を取り入れられるよう、家庭や地域で、高齢者をはじめ誰もが取り組みやすい運動についての情報提供に努めます。

【施策の方向性】

- ◆ 高齢者がスポーツやレクリエーション活動に気軽に取り組めるように支援を展開します。
- ◆ 60歳以上の高齢者を対象とした元気いっぱい運動教室を開催し、高齢者の健康増進や体力の向上を促進するとともに、引きこもり防止や仲間づくりの場としても活用していきます。

(4) 地域活動・社会活動への参加の促進

地域で生活を営んでいる住民全員が地域福祉の担い手であることの意識を向上させるとともに、特に、これまで培ってきた知識等が豊富な高齢者に対して、地域のリーダーとしての活動を働きかけます。

【施策の方向性】

- ◆ 地域包括支援センターが主催する生活支援協議体に地元の高齢者も参画し、地域資源や地域課題について協議を重ねていることから、より多くの地域住民が地域づくりに積極的に参画できる機会を検討していきます。

基本目標4 地域全体で支え合う心豊かなむら

1. 安心して暮らせる地域づくりの推進

災害時や感染症流行といった非常事態においても安心して暮らすことができる環境を整備していくことは住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現していくために必要不可欠です。また、誰もが外出しやすいまちづくりを推進する視点も重要となります。

ユニバーサルデザインの推進や災害時・非常事態においても安心して生活できる体制を整備するとともに、日頃からの防犯活動等も展開することで安心して暮らせる地域づくりを推進していきます。

(1) ユニバーサルデザインの推進

公共施設を中心に、ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの重要性について啓発していきます。

【施策の方向性】

- ◆ 今後も、公共施設の整備の際は、バリアフリーの考え方を一歩進め、設計段階から誰もが利用しやすいと感じられるユニバーサルデザインの考え方を取り入れていきます。

(2) 災害時支援体制の整備

避難行動要支援者名簿の整備を推進するとともに、ひとり暮らし高齢者の火災報知機の無料設置や安心カードの配布等を今後も実施し、災害時の支援台帳の整備に役立てます。

【施策の方向性】

- ◆ 災害時要支援者名簿の更新を重ねることで緊急時に活用できる状態の維持に努めます。
- ◆ 自主防災組織、民生委員等との連携を強化し、災害時対策の土台となる近所づきあいを大切にする相互扶助精神の普及・充実に努めます。
- ◆ 防災訓練時には、自主防災組織や消防団、民生委員等と連携して、安否確認や行政への報告、避難所開設訓練等を実施していきます。
- ◆ 災害時に高齢者を安全に避難させたり、居場所を確認するために重要な避難行動要支援者名簿の情報の適時更新に努めるとともに、避難行動支援計画の作成を検討します。

(3) 交通安全対策の充実

警察署と連携し、交通安全啓蒙物品を配布する等、交通安全教育の充実を図り、高齢者の交通安全意識の高揚に努めます。

【施策の方向性】

- ◆ 警察署などの関係機関と連携し、交通安全対策を充実させていきます。

(4) 防犯体制の充実

高齢者が悪質な訪問販売や詐欺等に遭わないように、消費者教育や相談窓口の充実に努めるとともに、クーリングオフ制度や消費生活センターの利用について、広報・啓発を行うとともに、村内で電話詐欺が疑われる案件が発生した場合には、速やかに防災無線で注意喚起を行い、被害防止に努めます。また、警察署や消防団、地域住民主体の見守り隊等との連携を強化し、村内パトロール等、犯罪の被害防止に向け、地域全体で犯罪の発生抑制に力を入れた活動を促進します。

【施策の方向性】

- ◆ 警察署や関係機関等との連携を強化するとともに、消費者教育の実施や相談窓口の充実を図ります。

(5) 感染症対策の推進

住民や村内事業所に対して、感染症対策に関する情報提供や啓発活動を行います。

【施策の方向性】

- ◆ 県と連携し、感染症対策を推進していきます。

2. 地域福祉の推進

多様化・複雑化する福祉課題に対応していくためには、行政だけではなく、地域の住民一人ひとりや関係機関、関係団体等が協力していくことが重要です。また、地域の支え手の減少が予測される中、地域においてボランティア等の福祉人材も必要となります。

福祉人材の育成のための地域福祉意識の高揚やボランティアへの支援を通じて、地域福祉を推進していきます。

(1) 地域福祉意識の高揚

ひとり暮らし高齢者や要介護高齢者、障がいのある高齢者等をはじめ、すべての高齢者が安心して生活することができるよう、地域福祉の必要性や村民一人ひとりの福祉意識の向上に向けて、様々な機会を活用して啓発をしていきます。

【施策の方向性】

- ◆ 地域共生社会の実現のために、地域福祉の啓発活動を充実させていきます。

(2) ボランティア活動への支援

大人から子ども、学生や勤労者等の階層を超えたあらゆる人々に、社会参加の理解と協力を呼びかけ、ボランティア活動への参加促進に努めます。また、社会福祉協議会が既存のボランティア団体とその活動内容を紹介したボランティア情報の提供を図ります。

更に、ボランティアが安心して活動できるようにボランティア保険の加入促進を図り、必要に応じボランティア団体への助言、活動上必要な情報の提供等に努めるとともに、草刈り、雪かきなどの有償ボランティアについても登録促進・利用促進に努めます。

【施策の方向性】

- ◆ 有償ボランティア等をはじめとしたボランティア人材の確保に努めます。
- ◆ 関係機関と連携し、ボランティア団体の活動を支援していきます。

3. 成年後見制度の利用促進【成年後見制度利用促進基本計画】

成年後見制度は、認知症や知的障がい、その他精神上の障がい等により判断能力が不十分であるために、契約等の法律行為の意思決定が困難な方について、家庭裁判所への申立手続きにより、成年後見人等を選任してその方の判断能力を補い、生命・身体・自由・財産等の権利を擁護するための制度です。選任された成年後見人等が、本人に代わって契約を結び必要な介護サービス等の利用を進めたり、不動産や預貯金等の管理を行ったりすることで、本人を法的に守ることができます。

本村においては、申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成する成年後見制度利用支援事業が活用できますが、近年の利用者は皆無となっています。

今後迎える超高齢化社会においては、認知症や知的障害による生活課題を抱える人が増加すると予想されています。本村では支援が必要な高齢者、障害のある方等の権利擁護の観点から、制度の周知や関係機関の連携体制の構築、支援を必要とする人に寄り添い、関係する専門職及び医療機関等と連携しながら見守りやサポートを担う後見人の確保・育成等、成年後見制度の利用促進に向けた取組について、より具体的な方針を定めます。

（1）成年後見制度の利用促進

【施策の方向性】

- ◆ 意思表示や判断能力が不十分な知的障害・精神障害のある方の権利を擁護するため、成年後見制度の周知・利用促進を図ります。
- ◆ 成年後見制度の利用促進に向けた体制整備を推進し、制度の周知だけでなく、人材育成や安心して利用できる環境づくり等を推進するため、中核機関の運営と機能の充実に努めます。
- ◆ 障害や疾病、加齢等により判断能力が低下している人のうち、身寄りのない高齢者や虐待等適正な保護がなされていないと判断されるケースについては、村長が法定後見開始等の審判申立てを行います。

（2）地域連携ネットワークの構築

【施策の方向性】

- ◆ 福祉健康課を中心とする関係各課および社会福祉協議会が中心となるネットワークを構築し、村内における制度の周知啓発から相談支援、後見人のサポートまで円滑な実施に努めていきます。
- ◆ ネットワークの拡大において必要となる、市民後見人等の人材の育成については、県および近隣市町村と連携しながら検討していきます。

(3) 中核機関の設置・運営

【施策の方向性】

- ◆ 地域連携ネットワークの強化のため、中核機関の主導により、成年後見制度に関する全体構想の設計や利用促進の達成状況・進捗状況の把握に努めます。
- ◆ 本村では障害福祉や高齢者福祉、健康づくり等を一括して福祉健康課が所管していることから、同課を中核機関として位置づけ、中核機関が担うべき3つの機能の確保と充実に努めていきます。

中核機関が担う機能

●司令塔機能

地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行います。

●事務局機能

各種専門職団体・関係機関が参加し、協力・連携強化の協議、地域課題の検討・調整・解決などを行う協議会を適切に運営します。

●進行管理機能

制度の利用促進にあたって求められる3つの検討および専門的判断(権利擁護支援の方針、本人にふさわしい成年後見制度の利用、モニタリング・バックアップ)を担保します。

(4) 権利擁護人材の確保

【施策の方向性】

- ◆ 司法や福祉等の専門職の協力を得ながら、地域で後見業務を受任できる人材の養成に努めます。
- ◆ 後見業務に携わる人が悩みや課題等を相談できる窓口について周知し、専門職との連携を図りながら後見人等の抱える不安や悩みの解決に努めます。
- ◆ ネットワークの拡大において必要となる、市民後見人等の人材の育成については、県および近隣市町村と連携しながら検討していきます。

(5) 不正防止の取組

【施策の方向性】

- ◆ 支援を必要とする本人および後見人等や関係機関の連携による見守り体制を構築するとともに、後見人の支援体制を整備することで、不正の兆候を早期に発見し、トラブルを未然に防ぎます。
- ◆ 後見人からの相談から得られた事例や不正防止策については、必要に応じて関係機関と共有することで再発防止に努めます。
- ◆ 外部の機関・団体との連携における個人情報の扱いについては、村の個人情報保護条例に則った手続きを徹底することで、支援を必要とする人が安心できる体制を構築します。

第5章：介護保険事業費の見込み

1. 介護保険事業費の算定

(1) 介護給付費

単位：円	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
居宅サービス				
①訪問介護	25,612,000	28,597,000	31,550,000	85,759,000
②訪問入浴介護	2,314,000	2,856,000	3,395,000	8,565,000
③訪問看護	7,567,000	8,138,000	8,699,000	24,404,000
④訪問リハビリテーション	4,896,000	5,524,000	6,145,000	16,565,000
⑤居宅療養管理指導	1,099,000	1,326,000	1,552,000	3,977,000
⑥通所介護	48,666,000	54,479,000	53,989,000	157,134,000
⑦通所リハビリテーション	18,005,000	19,166,000	20,020,000	57,191,000
⑧短期入所生活介護	13,318,000	14,141,000	14,866,000	42,325,000
⑨短期入所療養介護	0	0	0	0
⑩福祉用具貸与	13,579,000	14,035,000	14,317,000	41,931,000
⑪特定福祉用具購入費	719,000	719,000	719,000	2,157,000
⑫住宅改修費	1,902,000	1,902,000	1,902,000	5,706,000
⑬特定施設入居者生活介護	6,498,000	6,506,000	6,506,000	19,510,000
地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
③地域密着型通所介護	27,217,000	27,251,000	28,217,000	82,685,000
④認知症対応型通所介護	0	0	0	0
⑤小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
⑥認知症対応型共同生活介護	21,135,000	21,251,000	21,368,000	63,754,000
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
⑨看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
介護保険施設サービス				
①介護老人福祉施設	50,901,000	57,098,000	64,066,000	172,065,000
②介護老人保健施設	103,668,000	113,838,000	123,878,000	341,384,000
③介護医療院	16,081,000	19,803,000	20,821,000	56,705,000
居宅介護支援	17,707,000	18,316,000	18,767,000	54,790,000
介護給付費計	380,884,000	414,946,000	440,777,000	1,236,607,000

※給付費は、費用額の90%です。

(2) 予防給付費

単位：円	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
介護予防サービス				
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
②介護予防訪問看護	0	0	0	0
③介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0
④介護予防居宅療養管理指導	424,000	425,000	425,000	1,274,000
⑤介護予防通所リハビリテーション	1,608,000	1,610,000	1,610,000	4,828,000
⑥介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0
⑦介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
⑧介護予防福祉用具貸与	852,000	852,000	879,000	2,583,000
⑨特定介護予防福祉用具購入費	0	0	0	0
⑩介護予防住宅改修費	0	0	0	0
⑪介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
介護予防支援	978,000	980,000	1,034,000	2,992,000
介護予防給付費計	3,862,000	3,867,000	3,948,000	11,677,000

※給付費は、費用額の90%です。

単位：円	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総給付費（A） （介護給付費＋介護予防給付費）	384,746,000	418,813,000	444,725,000	1,248,284,000

(3) 標準給付費

単位：円	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総給付費	384,746,000	418,813,000	444,725,000	1,248,284,000
特定入所者介護サービス費等給付額 （財政影響額調整後）	9,859,000	10,016,116	10,212,511	30,087,627
高額介護サービス費等給付額 （財政影響額調整後）	7,993,000	8,120,378	8,279,602	24,392,980
高額医療合算介護サービス費等給付額	1,086,000	1,103,306	1,124,939	3,314,245
算定対象審査支払手数料	502,004	509,958	519,962	1,531,924
審査支払手数料支払件数	6,122	6,219	6,341	18,682
標準給付費見込額（B）	404,186,004	438,562,758	464,862,014	1,307,610,776

(4) 地域支援事業費

単位：円	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
地域支援事業費	15,769,000	15,809,189	15,849,484	47,427,673
介護予防・日常生活支援総合事業費	4,094,000	4,104,643	4,115,315	12,313,958
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	11,364,000	11,393,546	11,423,169	34,180,715
包括的支援事業（社会保障充実分）	311,000	311,000	311,000	933,000

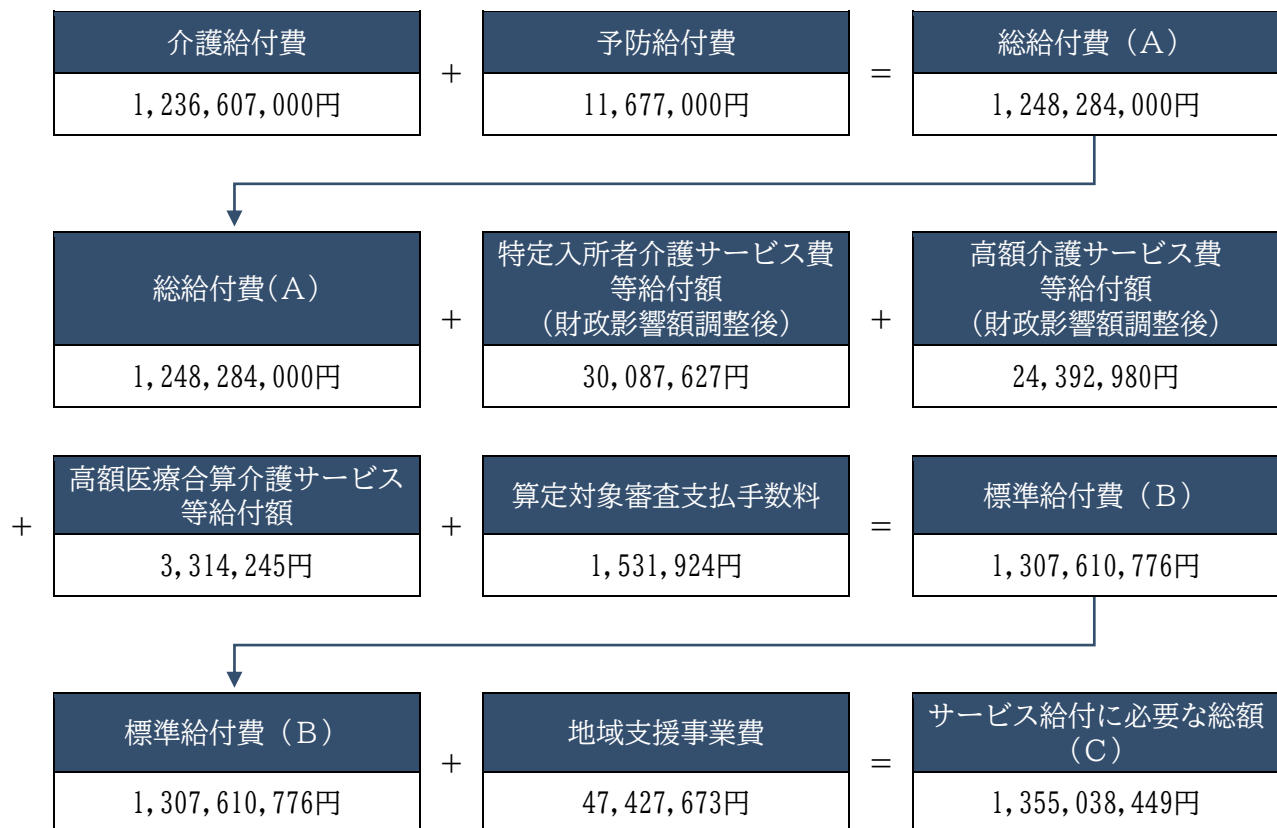
(5) サービス給付費総額

単位：円	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
サービス給付費総額（C） （標準給付費＋地域支援事業費）	419,955,004	454,371,947	480,711,498	1,355,038,449

※小数点以下を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合もあります。

(6) 給付費の見込み

介護報酬の改定を反映させた介護保険事業に係る給付費の見込みは、以下の算式で算出され、第9期計画期間のサービス給付に必要な総額（C）は、1,355,038,449円となります。



2. 第1号被保険者の保険料の推計

(1) 保険給付費の財源構成

第1号被保険者の保険料の算定基準は、介護保険事業において、法定サービス（介護給付サービス、予防給付サービス、高額介護サービス、地域支援事業等）を実施していく際の標準給付費（総事業費の90%）が、提供されるサービスの水準によって決まり、保険料に反映されます。

介護保険制度においては、介護サービスの総事業費から利用者負担分（10%）を除いた標準給付費について、原則として50%を被保険者の保険料で負担し、残りの50%を公費で負担します。また、被保険者の保険料のうち、原則として23%を第1号被保険者（65歳以上）、27%を第2号被保険者（40歳～64歳）が負担することになります。

■ 介護保険サービス総事業費の財源構成

総事業費						
標準総給付費（総事業費の90%）						利用者負担 ^{※1} （総事業費の10%）
保険料 50%		公費 50%				
第1号被保険者 保険料 23%	第2号被保険者 保険料 27%	国		県	村	
				調整 交付金 5% (全国標準)	20% (定率)	12.5% (定率)

※施設等給付費に係る公費負担割合は、国が15%（定率）、県が17.5%（定率）、村が12.5%（定率）となります。

※第9期計画期間における第1号被保険者の負担率は、第8期計画と同様、23%のままです。

※¹ 一定以上の所得のある方（前年の合計所得金額が160万円以上、年金収入で単身280万円以上、夫婦346万円以上）の利用者負担の割合は20%、さらに現役並みの所得のある方（「合計所得金額（給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額）220万円以上」かつ「年金収入＋その他合計所得金額340万円以上（単身世帯の場合。夫婦世帯の場合463万円以上）」）3割負担（ただし、月額44,400円の負担の上限あり）となります。

(2) 保険料収納必要額の算定

保険料については、計画期間のサービス給付に必要な総額を基に算定します。

本村の第9期計画期間におけるサービス給付に必要な総額（標準給付費＋地域支援事業費）は1,355,038,449円となります。この額に第1号被保険者の負担割合（23%^{※1}）を乗じ、「調整交付金相当額^{※2}」、「調整交付金の見込額^{※2}」、「財政安定化基金^{※3} 拠出見込額」、「財政安定化基金償還金」、「市町村特別給付費等」、「準備基金取崩額」等を算出して、保険料収納必要額を計算します。

<table border="1"> <tr> <td>標準給付費見込額</td> <td>地域支援事業費</td> </tr> <tr> <td>1,307,610,776円</td> <td>47,427,673円</td> </tr> </table>		標準給付費見込額	地域支援事業費	1,307,610,776円	47,427,673円	+	<table border="1"> <tr> <td>第1号被保険者負担割合^{※1}</td> </tr> <tr> <td>23.0%</td> </tr> </table>		第1号被保険者負担割合 ^{※1}	23.0%	×		
標準給付費見込額	地域支援事業費												
1,307,610,776円	47,427,673円												
第1号被保険者負担割合 ^{※1}													
23.0%													
<table border="1"> <tr> <td>調整交付金相当額^{※2} (標準給付費額の5.0%)</td> <td>調整交付金見込額^{※2} (交付割合：R6=0.00%、 R7=0.00%、R8=0.00%)</td> </tr> <tr> <td>65,996,237円</td> <td>0円</td> </tr> </table>		調整交付金相当額 ^{※2} (標準給付費額の5.0%)	調整交付金見込額 ^{※2} (交付割合：R6=0.00%、 R7=0.00%、R8=0.00%)	65,996,237円	0円	+	<table border="1"> <tr> <td>財政安定化基金拠出金見込額 (拠出率=0.0%)</td> <td>財政安定化基金償還金</td> </tr> <tr> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </table>		財政安定化基金拠出金見込額 (拠出率=0.0%)	財政安定化基金償還金	0円	0円	+
調整交付金相当額 ^{※2} (標準給付費額の5.0%)	調整交付金見込額 ^{※2} (交付割合：R6=0.00%、 R7=0.00%、R8=0.00%)												
65,996,237円	0円												
財政安定化基金拠出金見込額 (拠出率=0.0%)	財政安定化基金償還金												
0円	0円												
<table border="1"> <tr> <td>審査支払手数料差引額</td> <td>市町村特別給付費等</td> </tr> <tr> <td>0円</td> <td>9,000,000円</td> </tr> </table>		審査支払手数料差引額	市町村特別給付費等	0円	9,000,000円	+	<table border="1"> <tr> <td>市町村相互財政安定化事業 負担額</td> </tr> <tr> <td>0円</td> </tr> </table>		市町村相互財政安定化事業 負担額	0円	+		
審査支払手数料差引額	市町村特別給付費等												
0円	9,000,000円												
市町村相互財政安定化事業 負担額													
0円													
<table border="1"> <tr> <td>保険者機能強化推進交付金 等の交付見込額</td> <td>準備基金取崩額</td> </tr> <tr> <td>5,220,000円</td> <td>15,100,000円</td> </tr> </table>		保険者機能強化推進交付金 等の交付見込額	準備基金取崩額	5,220,000円	15,100,000円	-	<table border="1"> <tr> <td>準備基金取崩額</td> <td>準備基金取崩額</td> </tr> <tr> <td>15,100,000円</td> <td>15,100,000円</td> </tr> </table>		準備基金取崩額	準備基金取崩額	15,100,000円	15,100,000円	-
保険者機能強化推進交付金 等の交付見込額	準備基金取崩額												
5,220,000円	15,100,000円												
準備基金取崩額	準備基金取崩額												
15,100,000円	15,100,000円												
			<table border="1"> <tr> <td>保険料収納必要額</td> </tr> <tr> <td>366,335,080円</td> </tr> </table>		保険料収納必要額	366,335,080円	=						
保険料収納必要額													
366,335,080円													

- ※1 第9期計画期間における第1号被保険者の負担率は、第8期計画と同様、23%のままです。
- ※2 調整交付金の交付割合（%）の全国平均は5%ですが、市町村の後期高齢者や所得水準により、交付割合（%）が増減します。
- ※3 市町村の保険財政が、保険料収納率の低下や介護給付費の増加等で赤字になることを回避し、市町村の介護保険財政の安定を図るために都道府県が設置する基金のことです。このために市町村から徴収する拠出金を「財政安定化基金拠出金」といい、国と都道府県それぞれが市町村と同額を負担することになっています。

(3) 第1号被保険者の保険料

人口推計に基づき、本村の第1号被保険者は3年間で延べ5,962人と推計されます。しかしながら、保険料を算出のために、所得段階別にみた補正を行う必要があり、その結果、最終的な所得段階別加入割合補正後の被保険者数は6,653人（D）となります。

単位：人	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
第1号被保険者数	1,953	1,984	2,025	5,962
前期(65～74歳)	956	929	932	2,817
後期(75歳以上)	997	1,055	1,093	3,145

単位：人	基準所得金額	所得段階別加入者数						基準額に対する割合		
		令和6年度		令和7年度		令和8年度		R6	R7	R8
第1段階		253	13.0%	257	13.0%	262	12.9%	0.455	0.455	0.455
第2段階		116	5.9%	118	5.9%	120	5.9%	0.685	0.685	0.685
第3段階		123	6.3%	125	6.3%	128	6.3%	0.690	0.690	0.690
第4段階		251	12.9%	255	12.9%	260	12.8%	0.900	0.900	0.900
第5段階		230	11.8%	233	11.7%	239	11.8%	1.000	1.000	1.000
第6段階		322	16.5%	327	16.5%	334	16.5%	1.200	1.200	1.200
第7段階	120万円	241	12.3%	245	12.3%	250	12.3%	1.300	1.300	1.300
第8段階	210万円	161	8.2%	164	8.3%	167	8.2%	1.500	1.500	1.500
第9段階	320万円	80	4.1%	81	4.1%	83	4.1%	1.700	1.700	1.700
第10段階	420万円	80	4.1%	81	4.1%	83	4.1%	1.900	1.900	1.900
第11段階	520万円	40	2.0%	41	2.1%	41	2.0%	2.100	2.100	2.100
第12段階	620万円	36	1.8%	37	1.9%	37	1.8%	2.300	2.300	2.300
第13段階	720万円	20	1.0%	20	1.0%	21	1.0%	2.400	2.400	2.400
計		1,953	100.0%	1,984	100.0%	2,025	100.0%			

例えば、令和6年度の第1段階の所得階層別加入割合を補正した後の保険者数は、
 $253人 \times 0.455$ （基準額に対する割合）＝115人となります。



単位：人	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計（D）
所得段階別加入割合補正後被保険者	2,179	2,214	2,259	6,653

算出された保険料収納必要額（366,335,080円）に、これまでの実績に基づき予定保険料収納率を95.60%と見込み、所得段階別割合補正後の被保険者数を用いて保険料基準額を算出します。

第9期計画（令和6年度～令和8年度）においては、第1号被保険者の高齢者総数が横ばいの中、要支援・要介護認定者は増加し、サービス給付費総額は増額していく見込みですが、準備基金を15,100,000円取り崩すことで、介護保険料基準月額が400円減少し、4,800円になります。

	<table border="1"> <tr><th>保険料収納必要額</th></tr> <tr><td>366,335,080円</td></tr> </table>	保険料収納必要額	366,335,080円	÷	<table border="1"> <tr><th>予定保険料収納率</th></tr> <tr><td>95.60%</td></tr> </table>	予定保険料収納率	95.60%	÷	<table border="1"> <tr><th>所得段階別加入割合補正後 被保険者数（3年間分）</th></tr> <tr><td>6,653人</td></tr> </table>	所得段階別加入割合補正後 被保険者数（3年間分）	6,653人
保険料収納必要額											
366,335,080円											
予定保険料収納率											
95.60%											
所得段階別加入割合補正後 被保険者数（3年間分）											
6,653人											
÷	<table border="1"> <tr><th>保険料基準 年額</th></tr> <tr><td>57,600円</td></tr> </table>	保険料基準 年額	57,600円	⇒	<table border="1"> <tr><th>保険料基準 月額</th></tr> <tr><td>4,800円</td></tr> </table>	保険料基準 月額	4,800円				
保険料基準 年額											
57,600円											
保険料基準 月額											
4,800円											
	<table border="1"> <tr><th>第8期保険料月額</th></tr> <tr><td>5,200円</td></tr> </table>	第8期保険料月額	5,200円	⇒	<table border="1"> <tr><th>第9期保険料月額</th></tr> <tr><td>4,800円</td></tr> </table>	第9期保険料月額	4,800円		<table border="1"> <tr><th>増減率</th></tr> <tr><td>-7.7%</td></tr> </table>	増減率	-7.7%
第8期保険料月額											
5,200円											
第9期保険料月額											
4,800円											
増減率											
-7.7%											

■ 第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料

所得段階	対象となる方	保険料		
		保険料率	月額	年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、または世帯全員が住民税非課税でかつ本人の年金収入が80万円以下の人	0.455	2,180円	26,200円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が120万円以下の人	0.685	3,280円	39,450円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が年間120万円を超える人	0.690	3,310円	39,740円
第4段階	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	0.900	4,320円	51,840円
第5段階 (基準)	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円を超える人	1.000	4,800円	57,600円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	1.200	5,760円	69,120円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円未満の人	1.300	6,240円	74,880円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円未満の人	1.500	7,200円	86,400円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が420万円未満の人	1.700	8,160円	97,920円
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が520万円未満の人	1.900	9,120円	109,440円
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が620万円未満の人	2.100	10,080円	120,960円
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が720万円未満の人	2.300	11,040円	132,480円
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額が720万円以上の人	2.400	11,520円	138,240円

第8期同様、第9期計画においても、第1号被保険者の介護保険料について、給付費に対する5割の公費負担とは別に公費を投入し、次の通り低所得者の方の保険料が軽減されます。

対象となる所得段階	保険料基準額に対する保険料率	月額	年額
第1段階	0.455 ⇒ 0.285	1,370円	16,420円
第2段階	0.685 ⇒ 0.485	2,330円	27,940円
第3段階	0.690 ⇒ 0.685	3,290円	39,460円

第6章：計画の推進にむけて

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内関係各課との連携を図ることで、横断的に計画を推進していきます。また、介護や医療関係者だけでなく、地域や民生委員・児童委員、ボランティア団体等、様々な関係機関と連携しながら高齢者福祉施策を村一体となって推進していきます。さらに、国や県、近隣市町村との連携も図ることで、村単独では解決できない福祉課題の解決等にも取り組みます。

2. 計画の評価・検証

本計画は、施策の進捗状況を把握・検証し、改善する仕組み（PDCAサイクル）を確立し、効果的・効率的に計画を推進していきます。

3. 自立支援・重度化防止等の取組

令和7年には団塊の世代の方が全員、75歳以上の後期高齢者となるため、要介護認定者もより一層増加することが予想されます。介護保険制度の持続可能性を維持しつつ、高齢者の生活機能の低下を防止して、自立した日常生活を過ごせるための体制の確立が喫緊の課題となっています。

そのため、国では前回の介護保険法等の法改正において、各保険者が策定する介護保険事業計画に、高齢者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態となることの予防または要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組及び目標設定を掲げることを求めています。

本村では、自立支援・重度化防止の取組として、以下の6項目の指標について数値目標を掲げて重点的に取り組んでいきます。

① 地域包括支援センター・地域ケア会議

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
個別事例の検討等を行う地域ケア会議の開催	1回	1回	1回

② 認知症総合支援

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症初期集中支援チームでの協議	4回	4回	4回
認知症居場所支援交流事業	4回	4回	4回

③ 介護予防／日常生活支援

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
フレイル予防教室参加者が要介護申請に移行する割合	4割以下	4割以下	4割以下
地域リハビリテーション活動支援事業の実施	10回	10回	10回

④生活支援体制の整備

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援協議体の活動	4回	4回	4回

山中湖村
第9期高齢者福祉計画・
介護保険事業計画
(成年後見制度利用促進計画含む)

発行：令和6年3月
編集：山中湖村福祉健康課

〒401-0595 山梨県南都留郡山中湖村山中237-1
TEL：0555-62-9976 / FAX：0555-62-9981

山中湖村

**第9期 高齢者福祉計画
介護保険事業計画**

(成年後見制度利用促進計画含む)

発行：令和6年3月 編集：山中湖村福祉健康課

〒401-0595 山梨県南都留郡山中湖村山中 237-1

TEL：0555-62-9976 / FAX：0555-62-9981